

新城市パートナープラン

第2次新城市男女共同参画プラン

令和2年3月

新 城 市

はじめに

新城市では、平成21年2月に総合計画と連携した新城市男女共同参画プランを策定し、平成24年に中期計画、また平成28年には後期計画を策定し、男女共同参画社会の実現を目指して様々な施策を推進してまいりました。

この間、社会情勢では度重なる大災害の経験から、防災・復興分野における男女共同参画の重要性が広く認識されるようになりました。

一方、法改正等の動きに目を向けると、平成27年には、女性活躍推進法が成立し、働く場において女性が活躍できるような環境整備の促進が定められ、女性の活躍に対する期待が高まっています。

平成28年には働き方改革担当大臣が誕生し、女性の活躍推進に欠かせない男性中心型の労働慣行の見直しとして、長時間労働の是正に向けた取り組みが行われるとともに、男性の家事・育児・介護への参加促進に向けた取り組みが進められているところです。

さらには、性的マイノリティの人々が偏見や理解不足によって、生活上の困難に直面している問題が大きく取り上げられ、男女だけではなく多様な性への理解が求められるようになりました。

本市では、平成25年に自治基本条例がスタートし、老若男女みんなが当事者となってまちづくりを進めていくことを目指し、若者議会、女性議会、市民まちづくり集会など、市民の多様な参加の機会を設けてまちづくりを推進しているところですが、行政や地域社会における政策・方針決定過程への女性の参画が少ないこと、仕事と子育て・介護等の両立の難しさなど、なお取り組むべき多くの課題があります。

これまで男女共同参画を推進してきた中で、一部の目標について達成率は未だ十分とはいえないものの取り組むべき施策が明らかになってきています。この意味では、男女共同参画のスローガンは一定の役割を終え、今まで多くの人々が気づくことがなかった性的少数者に代表される男女の概念ではとらわれることができない状況が浮かび上がってまいりました。

したがって、これからの男女共同参画計画において、男女の枠にとらわれることなく新しいステージが求められております。この意味において、男性、女性、性的少数者などを「パートナー」ととらえ、様々な人々が共同して社会に参画していくための考え方を重要な核とし、この計画をパートナープランとしました。

最後に、本プランの策定にあたり、御尽力いただきました新城市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、市民意識調査などを通じて貴重な御意見をお寄せいただきました多くの市民のみなさまに、心から感謝を申し上げます。



令和2年3月
新城市長 穂積亮次

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画策定の趣旨.....	2
3 計画の位置付け.....	3
4 計画の期間.....	3
5 計画の名称.....	3
第2章 新都市の状況	4
1 新都市を取り巻く状況.....	4
2 第1期後期計画の達成状況.....	8
3 新都市の男女共同参画の現状・課題.....	10
第3章 計画の基本的な考え方	23
1 基本理念.....	23
2 基本目標.....	24
3 施策の体系.....	26
第4章 施策の展開	28
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会についての意識改革、人権の尊重.....	28
基本目標Ⅱ 家庭・地域等あらゆる場で男女が共に参画できるまちづくりの推進....	35
基本目標Ⅲ 就業の場での女性の活躍促進.....	41
基本目標Ⅳ 生涯にわたる心身の健康と生活の充実.....	46
成果指標.....	49
第5章 計画の推進	50
1 協働による計画の推進.....	50
2 計画の推進体制と評価.....	50
参考資料	51



計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 社会の動き

日本では、少子高齢化が著しく進行しており、国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来推計人口によると、現在は2008年をピークに人口減少局面に突入しています。このような人口構成の変化により、社会の構造が変化し、高齢者世帯の貧困や、非正規労働者の増大による格差などの問題が拡大しています。今後、日本社会が持続的に発展していくためには、少子高齢化という構造的な課題に対して、年齢や、性別、障がいの有無などに関係なく、個々の違いを認め、お互いを尊重し、また多様な人々が対等に関わり合いながら、活躍できる社会づくりが期待されています。

(2) 国の動き

国は、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、男女共同参画社会形成についての基本理念や国、自治体、国民の責務を明確にするとともに、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国における最重要課題として位置付けています。この基本法に基づき、平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、以下の4つを目指すべき社会とし、その実現を通じて、基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

また、平成28年4月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が施行され、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図っています。

(3) 愛知県の動き

愛知県は、平成13年3月に、県における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」を策定しています。また、平成14年4月には、「愛知県男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画社会を形成するための様々な施策を総合的・計画的に推進しています。

平成28年3月には、「あいち男女共同参画プラン2020」を策定し、重点目標として「男女共同参画社会に向けての意識改革」、「あらゆる分野における女性の活躍の促進」、「安心して暮らせる社会づくり」を掲げ、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取り組みを効果的に進めています。

2 計画策定の趣旨

新城市では、男女共同参画施策の方向性と内容を明らかにし、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成21年2月に総合計画と連動した男女共同参画プランを策定しました。その後、平成24年に中期計画となる「新城市男女共同参画プラン中期2012～2015」、平成28年に後期計画となる「新城市男女共同参画プラン中期2016～2019」を策定し、計画の理念である男女共同参画社会の実現を目指し、各事業を推進しています。

この度、「新城市男女共同参画プラン後期 2016～2019」の計画期間の満了に伴い、これまでの本市の取り組みについて評価を行い、社会的な背景や男女共同参画をめぐる状況の変化を踏まえ、次期計画を策定します。

また、計画の実行性を確保するため、市民、関係団体、有識者などで構成する新城市男女共同参画審議会において、プランの推進状況や取り組みの評価・点検を行い、施策への反映を図っています。

3 計画の位置付け

本プランは、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」として位置付けます。

国の第4次男女共同参画基本計画、県のあいち男女共同参画プラン2020、市の第2次新城市総合計画との整合性を図りながら男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進するための指針として策定します。

また、本プランの「基本目標1 男女共同参画社会についての意識改革、人権の尊重」は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」を、「基本目標3 就業の場での女性の活躍促進」は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置付けます。

4 計画の期間

プランの計画期間は、令和2年度から令和13年度までの12年間とします。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年
プラン	第1次	新城市パートナープラン（第2次新城市男女共同参画プラン）											
	後期	前期計画						後期計画					
	策定	見直し						評価・検証					
総合計画	第2次新城市総合計画												
	前期計画			中期計画				後期計画				第3次	
	見直し			見直し				見直し					

5 計画の名称

本計画の名称は、「新城市パートナープラン」とします。

本計画では、男性、女性、性的少数者などの性別に関わらず市民と市民との関係を広義の意味での「パートナー」ととらえています。

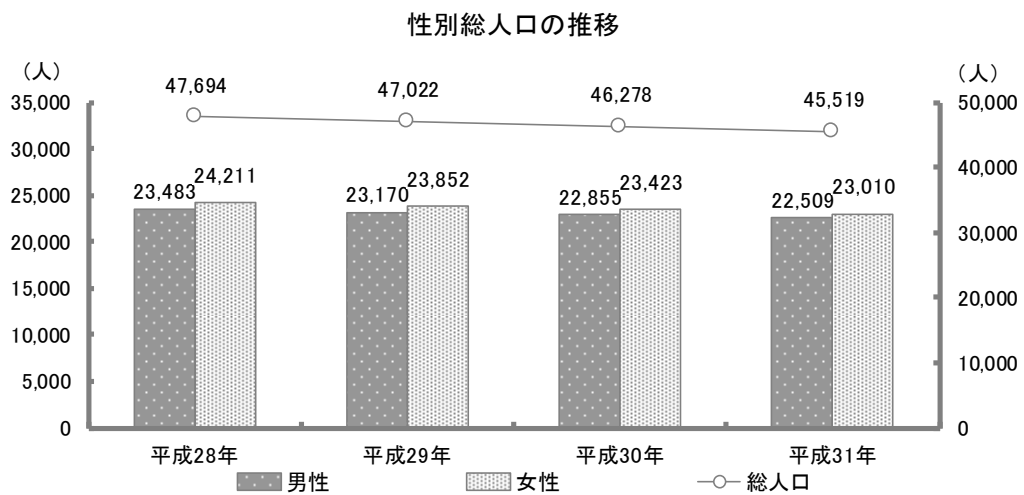


新都市の状況

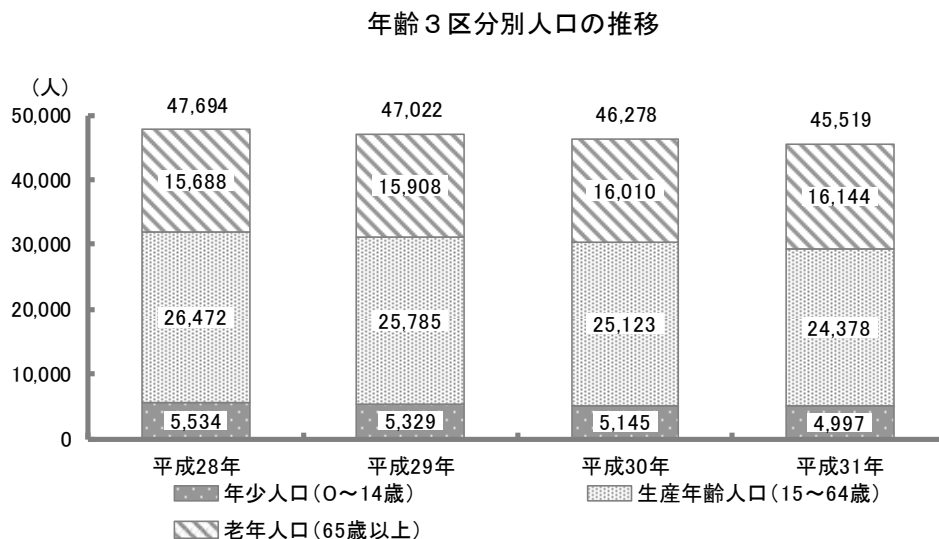
1 新都市を取り巻く状況

(1) 人口の状況

本市の人口推移をみると、総人口は年々減少し、平成31年で45,519人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加し、少子高齢化が進んでいます。特に、年少人口の減少が著しく大きくなっています。



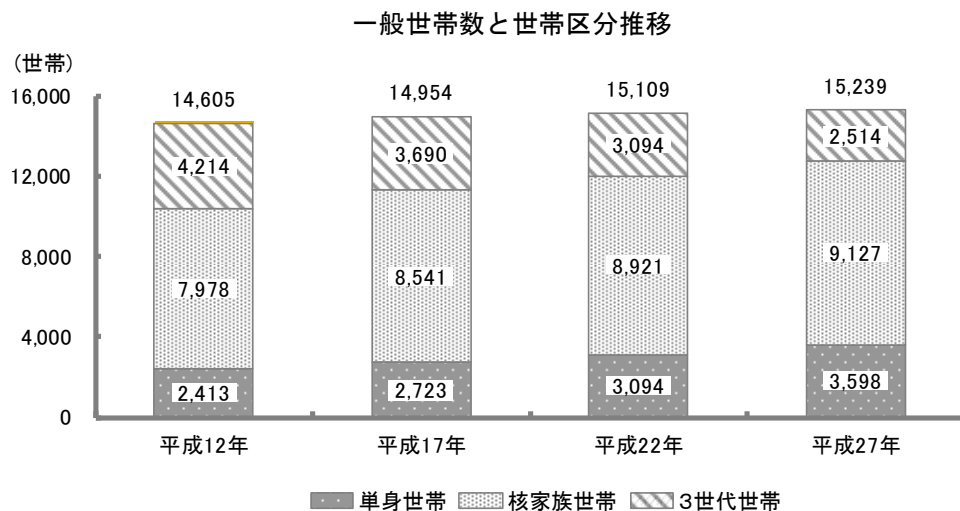
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



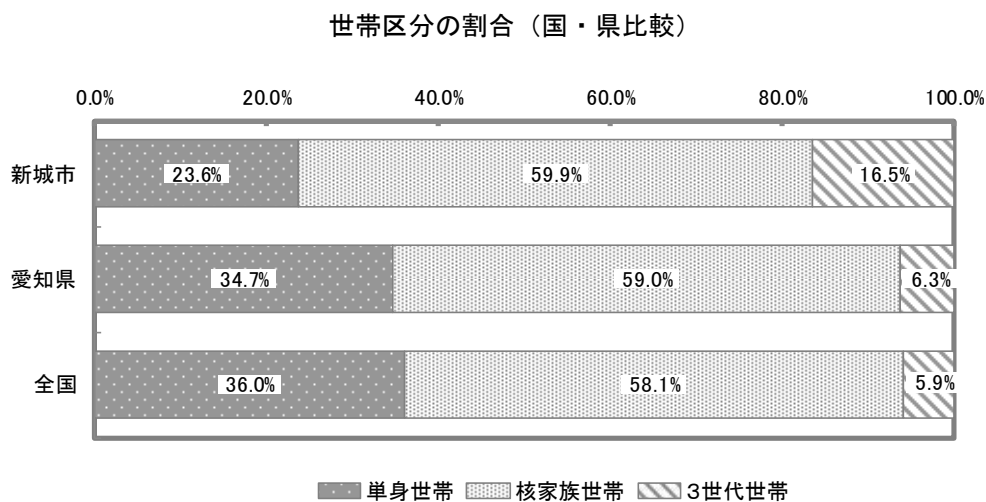
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯の状況

本市の3世代世帯は減少している一方で、単身世帯、核家族世帯は年々増加しており、核家族化がうかがえます。



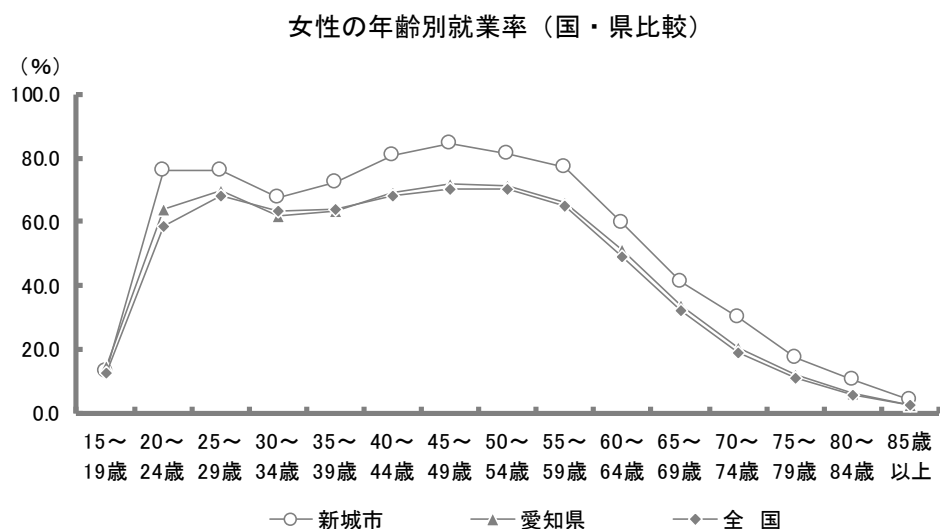
しかしながら、本市の単身世帯の割合は、23.6%で県・国と比較すると低く、3世代世帯の割合は、16.5%で国・県と比較すると高くなっています。



(3) 就労の状況

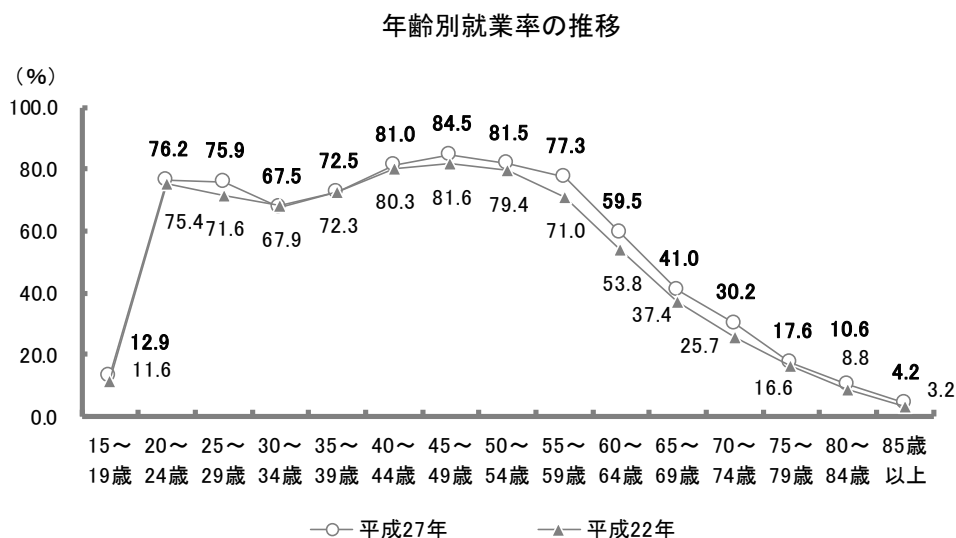
① 女性の年齢別就業率（国・県比較）

本市の平成27年の女性の年齢別就業率を国、県と比較すると、各年代で国・県を上回っています。



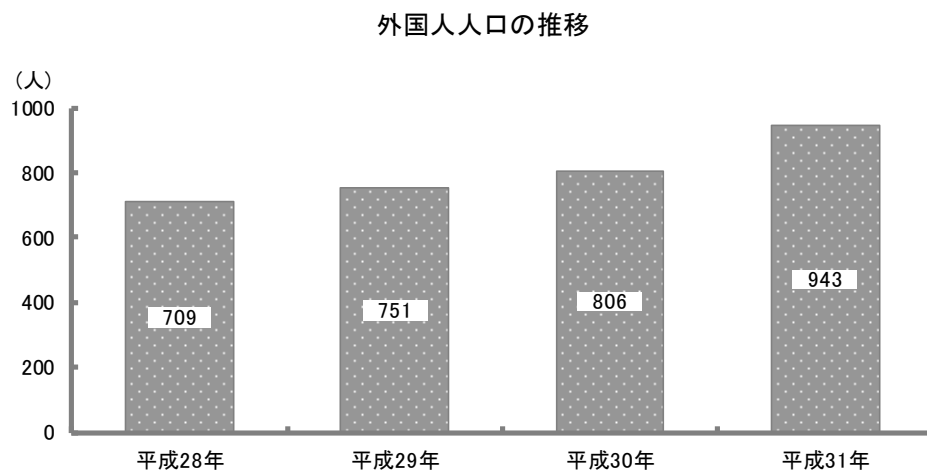
② 年齢別就業率の推移

本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい20歳代後半から30歳代の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇し、M字カーブは緩やかになっています。



(4) 外国人人口の推移

本市の外国人人口は、年々増加しており、平成31年では943人となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2 第1期後期計画の達成状況

新城市男女共同参画プランで、設定された指標の結果は以下の通りです。

指標	策定時 (H26)	目標 (H30)	現状 (H30)	評価
男女共同参画社会の周知度	54.7%	↗	52.1%	×
学校教育の場での平等感	58.8%	↗	53.8%	×
DVを受けた経験のある方の割合	14.4%	↘	14.9%	×
DVの経験のある方で「どこ(だれ)にも相談していない」と回答した割合	45.4%	↘	60.0%	×
社会全体における男女の地位の平等感	16.9%	↗	12.9%	×
審議会などへの女性委員の登用割合	16.7%	30.0%	25.1%	△
「住民参加への取り組み」の満足度	65.0%	70.0%	72.3%	○
「国際交流への取り組み」の満足度	63.6%	66.0%	67.4%	○
「大地震対策への取り組み」の満足度	49.9%	55.0%	51.7%	△
「地域の防災組織の充実」の満足度	62.3%	70.0%	65.5%	△
「住民参加への取り組み」の満足度	65.0%	70.0%	72.3%	○
地域活動への参加状況	64.0%	↗	66.4%	○
「子育てを応援するためのサービス」の満足度	65.7%	70.0%	74.3%	○
女性の就業者率	11,070人 (就業率49.7%)	↗	10,671人 (就業率50.2%)	○
上記就業者のうち、役員、自営業主数	923人 (3.6%)	↗	805人 (3.4%)	×
「第1次産業の振興」の満足度	52.5%	55.0%	54.8%	△
「健康づくり支援」の満足度	67.0%	70.0%	72.0%	○
「高齢者の自立支援や福祉対策」の満足度	59.9%	65.0%	65.5%	○
「障がい者の自立支援や福祉対策」の満足度	59.9%	65.0%	66.1%	○

※数値目標の↗または↘は、現状(H30)からの傾向を示しています。

第1期後期計画の達成状況について、あらゆる分野への促進につながる指標である、「地域活動への参加状況」が2.4ポイントの増加、「『子育てを応援するためのサービス』の満足度」が8.6ポイントの増加となっています。

また、目標の達成には至っていませんが、改善がみられる指標としては、「審議会などへの女性委員の登用割合」が8.4ポイントの増加となっています。

一方、目標を達成できなかった指標をみると、人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識改革につながる指標として、「男女共同参画社会の周知度」が2.6ポイントの減少、「学校教育の場での平等感」が5.0ポイントの減少、「社会全体における男女の地位の平等感」が4.0ポイントの減少となっています。

また、「DVを受けた経験のある方の割合」が0.5ポイントの増加、「DVの経験のある方で「どこ（だれ）にも相談していない」と回答した割合」が14.6ポイントの増加となっています。DVの問題性を認識する市民は増えているが、より軽度なうちに気軽に相談できる窓口の多様化とその周知徹底がもとめられています。

さらに、就業環境と就業条件の整備につながる指標である「女性の就業者数」及び「女性の就業者のうち、役員、自営業主数」はいずれも策定時の人数を下回っています。

3 新都市の男女共同参画の現状・課題

新都市男女共同参画プラン後期 2016～2019 の目標ごとに本市における男女共同参画を取り巻く課題を整理しました。

目標 1 人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識改革

(1) 固定的な性別役割分担意識について

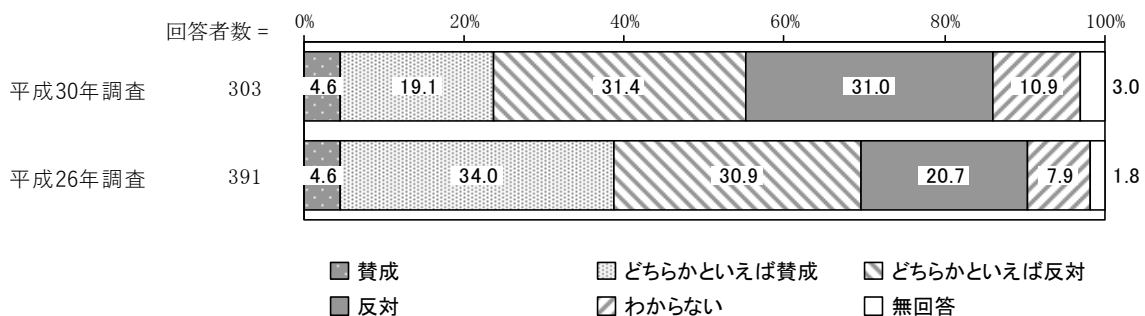
男女共同参画社会を実現していくうえで、人々の意識の中にある性別に基づく固定的な役割分担意識、性差に関する偏見が大きな課題となっています。

「男は仕事、女は家庭」などといった固定的な性別役割分担意識は、個人としての能力の発揮や、活動の選択を制限するもので、男女共同参画が進まない要因となっています。特に男性の意識改革は男性自身にとっても暮らしやすい社会の形成につながる点としても重要となります。

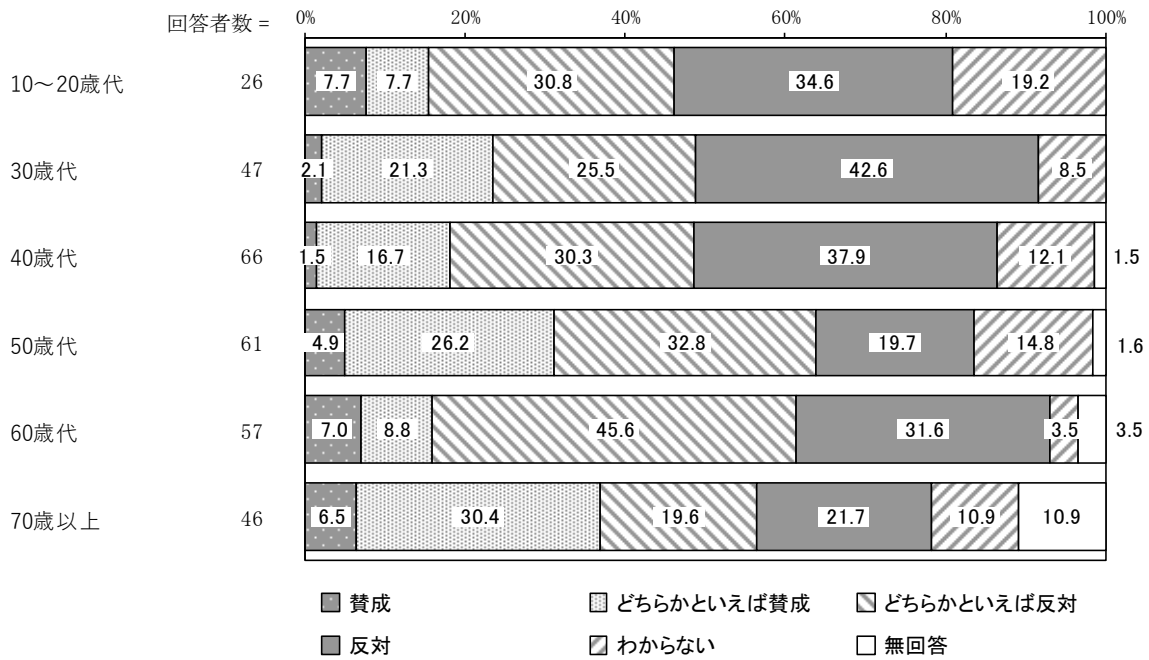
市民アンケート調査結果では、女性は結婚したら、家庭を中心に生活した方がよいに「賛成」「どちらかといえば賛成」の割合が 23.7%、「反対」「どちらかといえば反対」が 62.4%となっており、前回調査と比較すると、「賛成」の割合は 14.9 ポイント減少していますが、「反対」の割合は 10.8 ポイント増加しており、意識の変化はみられるものの、未だに固定的な性別役割分担意識が残っていることがうかがえます。特に、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるという考えかたについて、「賛成」の割合が 60 歳代で 26.4%、70 歳代で 39.1%とシニア層で固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。

引き続き、固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、広報・啓発活動、講演会等を行い、男女共同参画を進めることは男性にとっても女性にとっても暮らしやすくなるという理解を深めていくことが必要です。また、市民レベルで男女平等意識についての話し合いの場や人権意識の高揚に向けた取り組みが求められます。

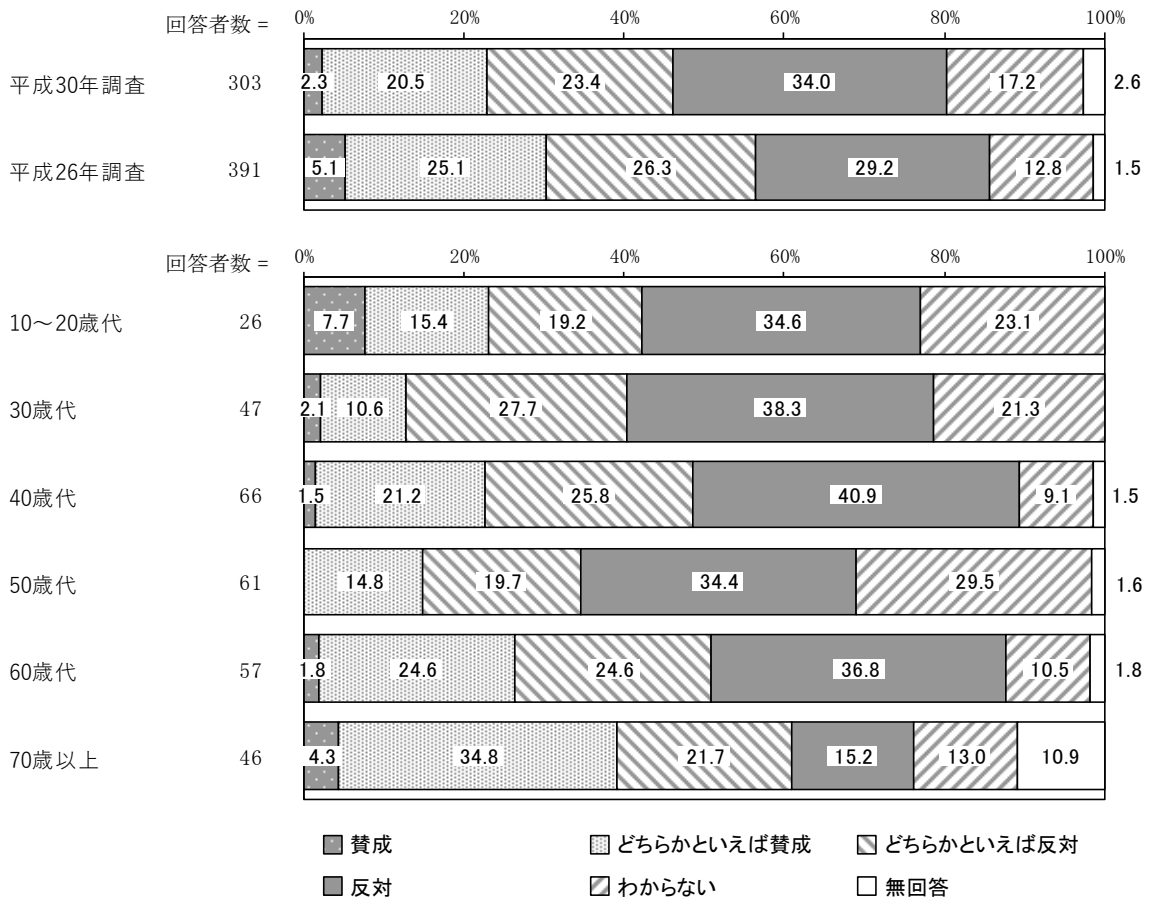
「女性は結婚したら、家庭を中心に生活した方がよいか」という考え方について（前回比較）



「女性は結婚したら、家庭を中心に生活した方がよいか」という考え方について（年齢別）



「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について



(2) 男女共同参画社会を担う人材育成について

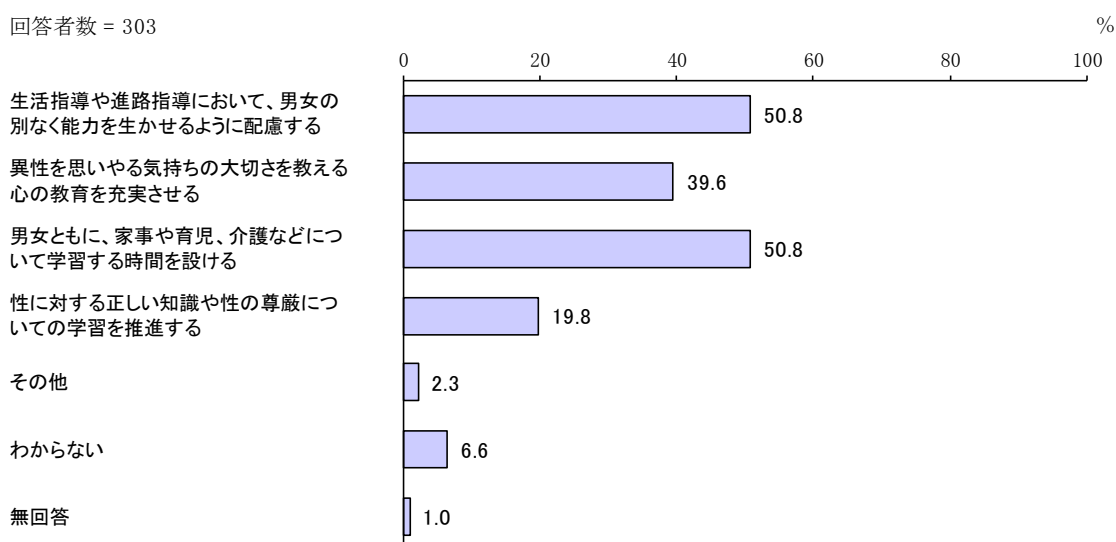
次世代を担う子どもたちについては、人権を尊重する感性を育み、自他の人権を大切にしながら、一人ひとりが将来を見据えて自己を形成できる教育を充実することが求められます。

市民アンケート調査結果では、男女平等の意識を育てるために、「生活指導や進路指導において、男女の別なく能力を生かせるように配慮する」及び「男女ともに、家事や育児、介護などについて学習する時間を設ける」50.8%となっています。

学校教育の場だけでなく、家庭・地域など社会のあらゆる分野においても、性別に関わらず、子どもの個性を伸ばし、相手を尊重する人権感覚を身に付けさせる教育を充実し、将来の男女共同参画社会を担う人材を育てることが必要です。

男女平等の意識を育てるために、学校教育で力を入れるべきことについて

回答者数 = 303



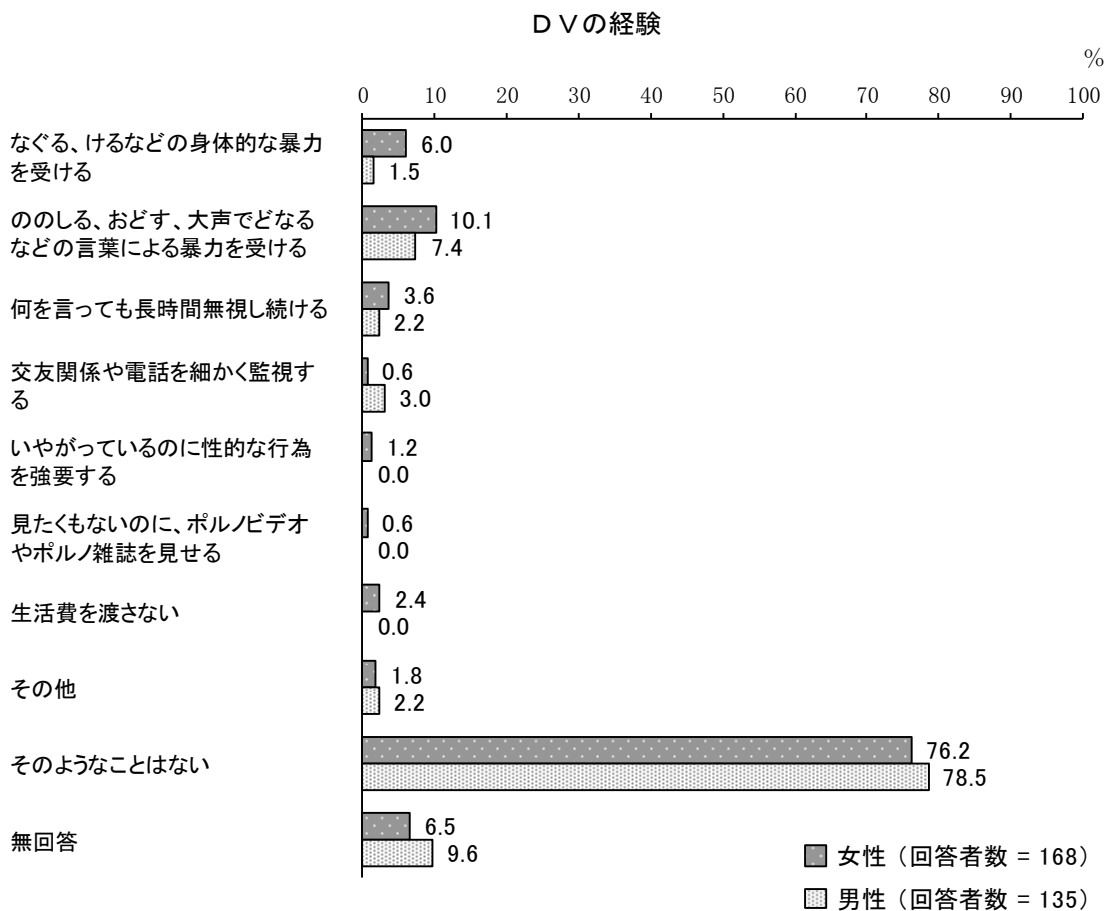
(3) DVに関する認識について

DVによる被害の相談件数は全国的に増加しています。DVは、被害者への重大な人権侵害であるとともに、男女共同参画社会の実現を妨げるものであり、DV防止法や国、県の基本計画でも最重要課題のひとつとして取り上げられています。

DVに関する正しい知識の普及が今後も必要であり、「いかなる暴力も絶対に許さない」という意識の確立が求められます。また、幼少期から男女平等とお互いの尊厳を重んじる対等な関係づくりを図っていくことも重要です。

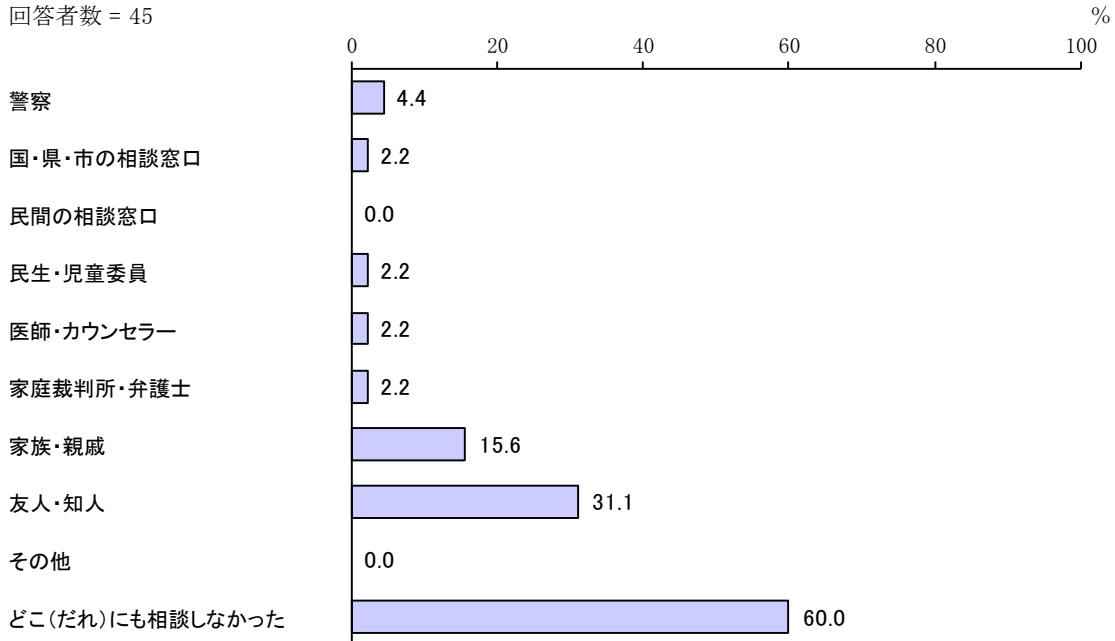
市民アンケート調査結果によると、DVをされた経験があると回答した人は、女性で17.3%、男性で11.9%となっています。また、DVを受けたことに対して、「どこ(だれ)にも相談しなかった」の割合が60.0%と最も高くなっています。「どこ(だれ)にも相談しなかった」理由は、全体では、「相談するほどのことではないと思ったから」が50.0%、「自分にも悪いところがあると思ったから」が39.3%となっており、特に女性では男性に比べ「恥ずかしくて誰にも言えなかったから」、「他人を巻き込みたくなかったから」が高い割合となっています。

こうした被害を軽減するには、被害者自身のDVに対する認識を深めることが重要であり、教育や啓発の充実を図ることが必要です。また、相談機関の周知や情報提供の充実を図るとともに関係機関が有機的に連携し、安心して相談できる体制づくりを進めることが必要です。さらに、被害からの心身の回復のための取り組みの推進と的確な対応、加えて、関係機関が連携して被害者の救済や自立支援に、きめ細かく対応することが必要です。

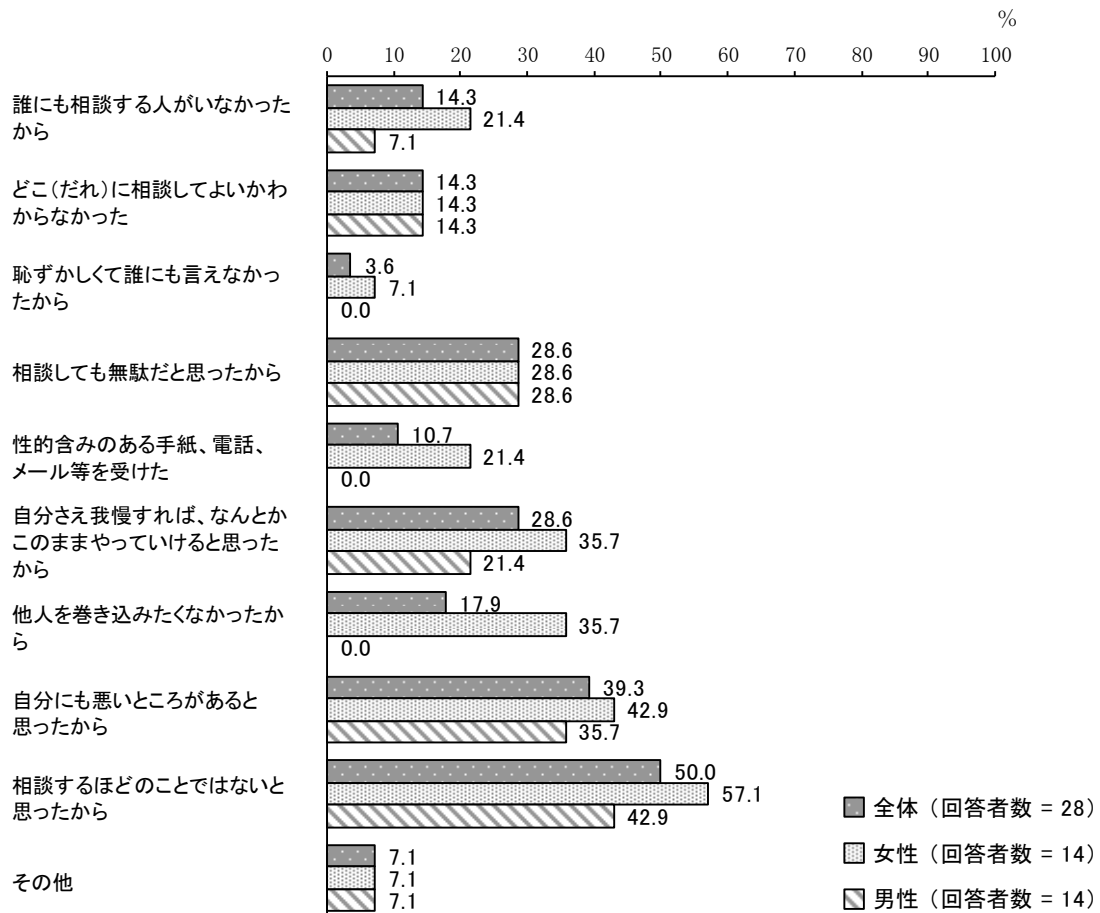


DV経験者の相談相手

回答者数 = 45



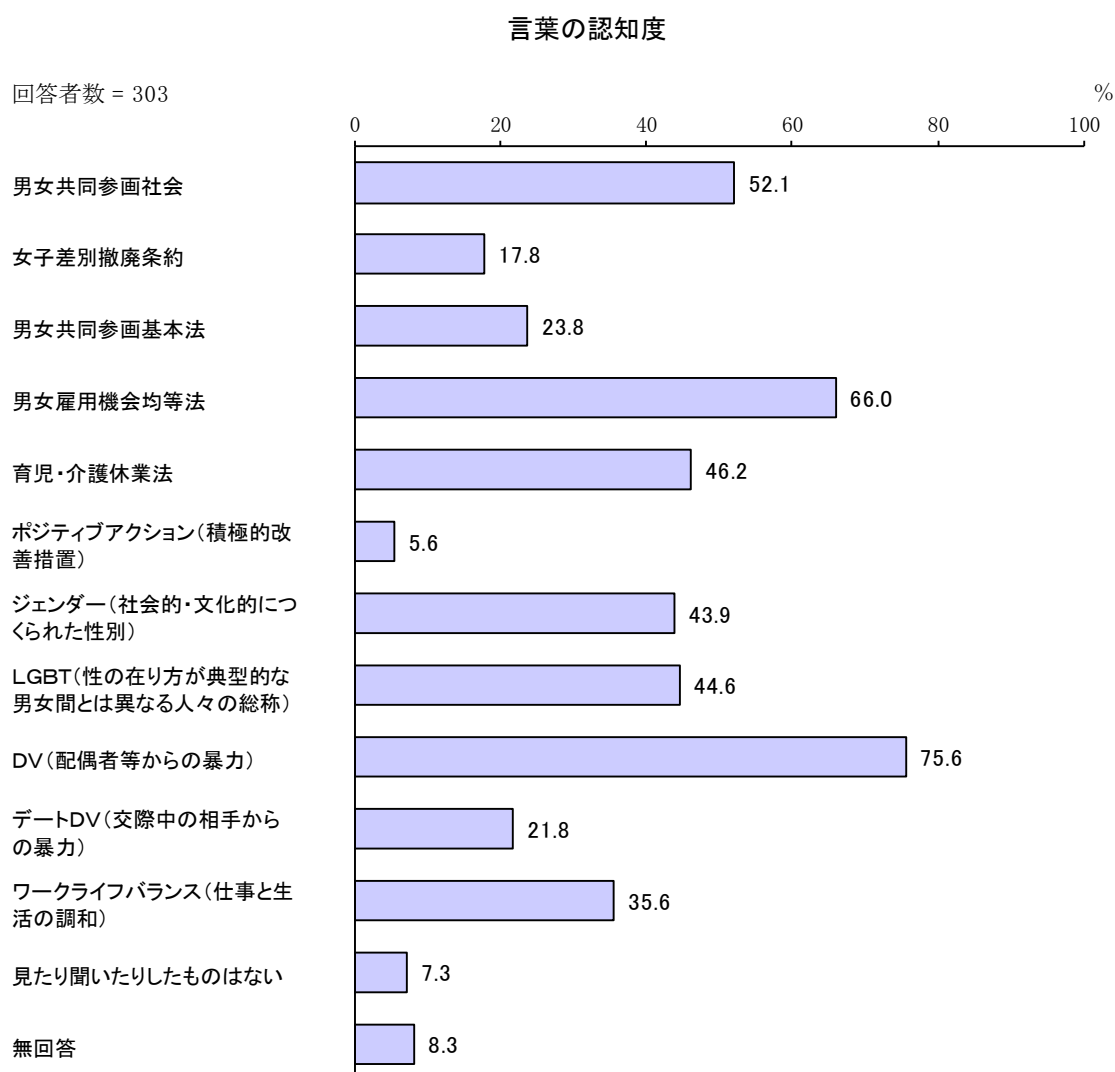
どこ(だれ)にも相談しなかった理由



(4) 男女共同参画社会に関する意識について

市民アンケート調査結果によると、LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーといった性の在り方が典型的な男女間とは異なる人々の総称）の認知度は4割程度となっており、LGBTの理解に向けた啓発活動等を進めていくことが重要です。

今後も、女性と男性の身体機能の違いや、LGBTをはじめ性的少数者（性的マイノリティ）に対する理解を深め、性の多様性を尊重する意識を育てることが必要です。



目標2 あらゆる分野への社会参画の促進

(1) あらゆる分野における男女共同参画について

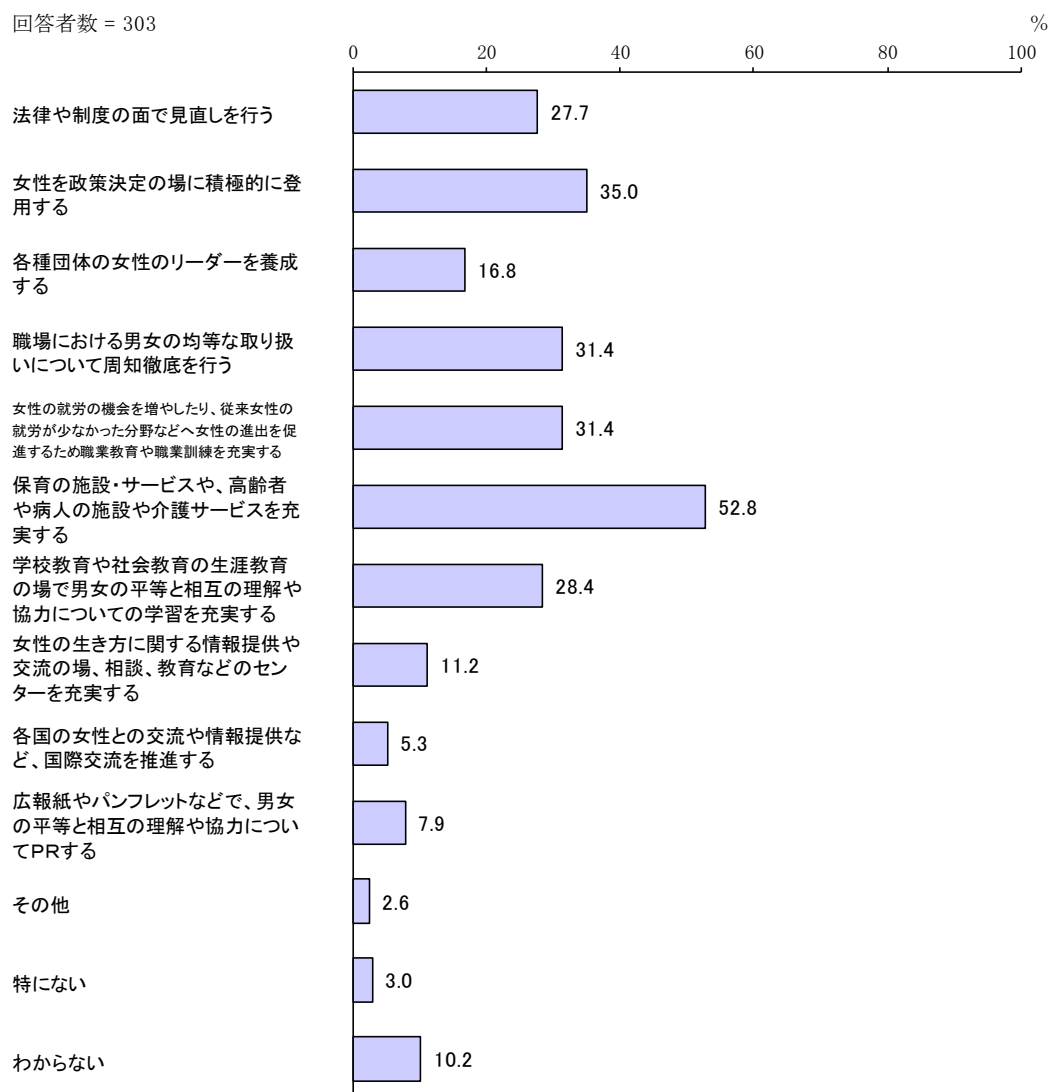
男女共同参画社会のまちづくりには、社会の基礎的単位である家庭をはじめ、最も身近な社会集団である地域が重要な役割を果たします。

市民アンケート調査結果では、行政が男女共同参画社会を形成するために力を入れるべき施策について、「法律や制度の面で見直しを行う」「女性を政策決定の場に積極的に登用する」「学校教育や社会教育の生涯教育の場で男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」が30%前後と高い割合になっています。

地域活動等への参画には、男女を問わず、仕事とのバランスのほか、参加へのきっかけづくりが重要となります。性別や世代に関係なく、男女がともに地域活動を担う必要性について啓発するとともに、地域活動に誰もが参加しやすくなるよう検討していく必要があります。

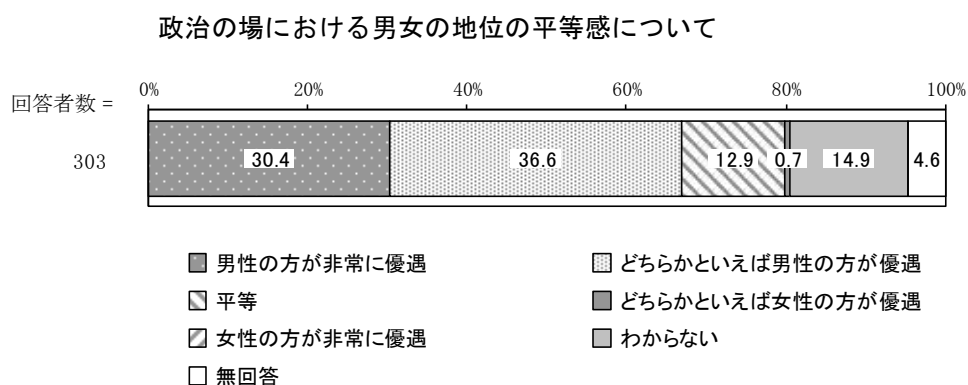
行政が、男女共同参画社会を形成するために力を入れるべき施策について

回答者数 = 303



(2) 政治の場における男女平等について

市民アンケート調査結果によると、政治の場では、「男性の方が非常に優遇」「どちらかといえば男性の方が優遇」と思う割合は67.0%と高くなっており、政治や地域での方針決定においては、今後は性別を問わず一人ひとりが意見を言える場や参画する場や機会が必要です。



(3) 家庭生活における男女共同参画について

家庭生活においては、家族一人ひとりが、家事・育児・介護といった家庭の責任をともに担うことが大切です。

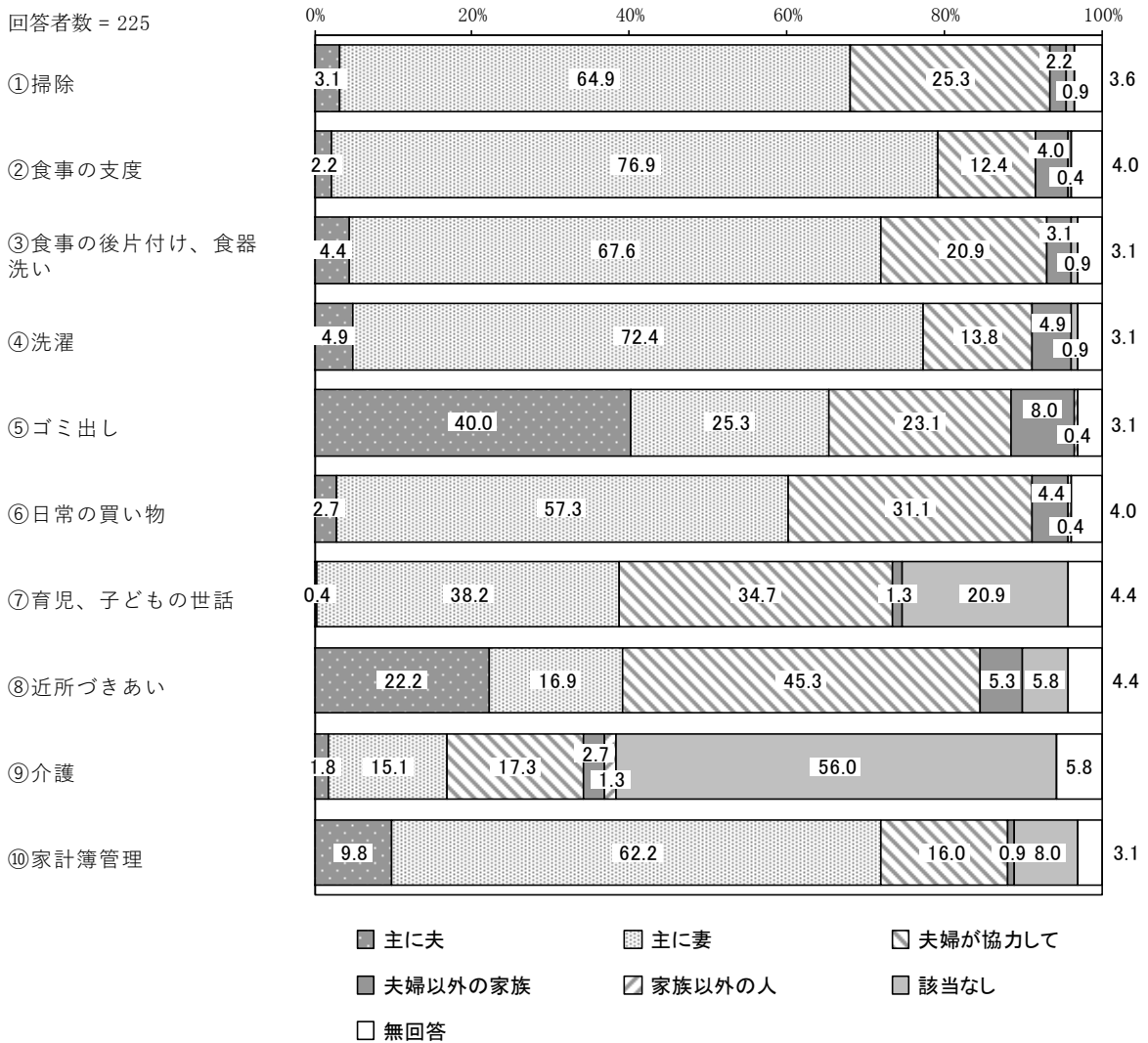
市民アンケート調査結果によると、家庭における夫妻の役割について見ると、家事や、育児や子どものしつけ、介護、近所づきあいについて、主に女性が担っています。家庭生活において、固定的性別役割分担意識が根強く残っていることがうかがわれます。

家事・育児・介護・家庭の行事等は、家族が共同して行うという意識の啓発に努め、家庭生活における男女共同参画を促進することが必要です。

今後も、男女がともに協力しながら家庭生活・地域生活を過ごせるよう、家庭のみならず地域や企業に向けての啓発等の取り組みが重要です。

家庭における夫妻の役割（現実）について

回答者数 = 225



(4) 防災分野における男女共同参画について

東日本大震災や熊本地震では、様々な場面において老若男女に配慮した視点が不十分な事例が報告されています。被災時の避難所における男女のニーズの違いなどに配慮した災害対応を推進することが求められています。

目標3 就業環境と就業条件の整備

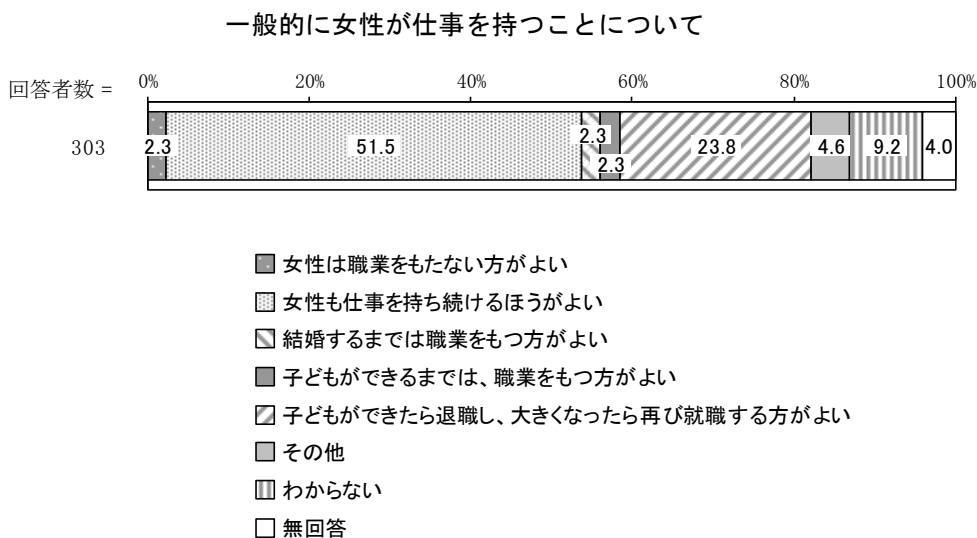
(1) 就業の場での男女共同参画について

働く場において、一人ひとりの個性や能力を十分に発揮できることは男女共同参画社会を実現するうえでとても重要なことです。

本市における女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いていますが、落ち込みの大きい30～34歳の労働力率は年々上昇し、M字カーブの落ち込みは緩やかになってきています。(P6参照)

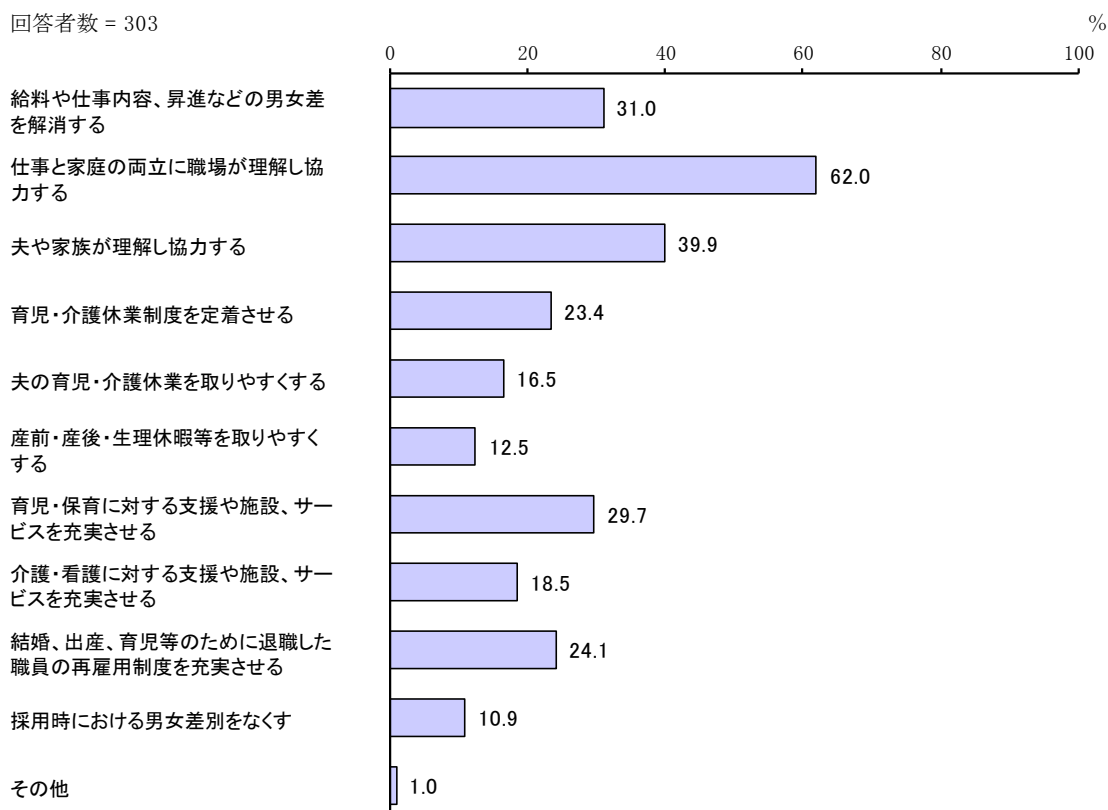
市民アンケート調査結果によると、一般的に女性が仕事を持つことについて、「女性も仕事を持ち続ける方がよい」が5割と高くなっています。また、女性が安心して働ける環境をつくるためには、「仕事と家庭の両立に職場が理解し協力する」「夫や家族が理解し協力する」「給料や仕事内容、昇進などの男女差を解消する」ことが求められています。

今後、職場においては、仕事の内容や賃金、待遇、昇進・昇格の機会などの男女差別をなくすとともに、性別に関わらず多様で柔軟な働き方を選択できる職場づくりと働き続けられる職場づくりを進めることが必要です。



女性が安心して働ける環境をつくるために必要なことについて

回答者数 = 303



(1) 男性の働き方・生き方について

「女性活躍推進法」に基づき、子育てなどにより就業を一時中断している女性の公正な職場復帰、再就職や起業など、個人の意欲と能力が活かされる環境づくりを進め、女性の活躍を推進していくことが重要です。

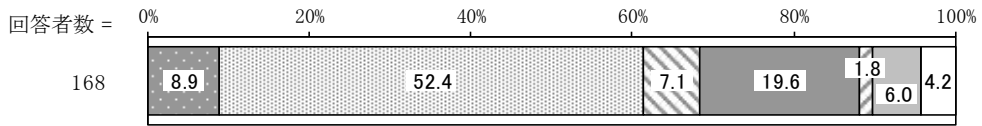
市民アンケート調査結果によると、離職した女性が、再就職を考えたときの基準として、「仕事と家事・育児・介護が両立しやすい環境で正社員として働きたい」が5割以上と高くなっています。仕事と家庭の両立について、現状では「仕事を優先している」人が多くなっていますが、理想としては、男女ともに、仕事と家庭の両立を望む人が多くなっています。

そのため、仕事と家庭生活との両立を図るためには、働き方改革などにより男性の家庭生活、地域活動への参画を市全体で進めていく視点が不可欠です。

男性自身の働き方・生き方の見直しに向けた啓発や、性別に関わらず家族の協力のもとで行われる子育てや介護の在り方について周知・啓発することが必要です。

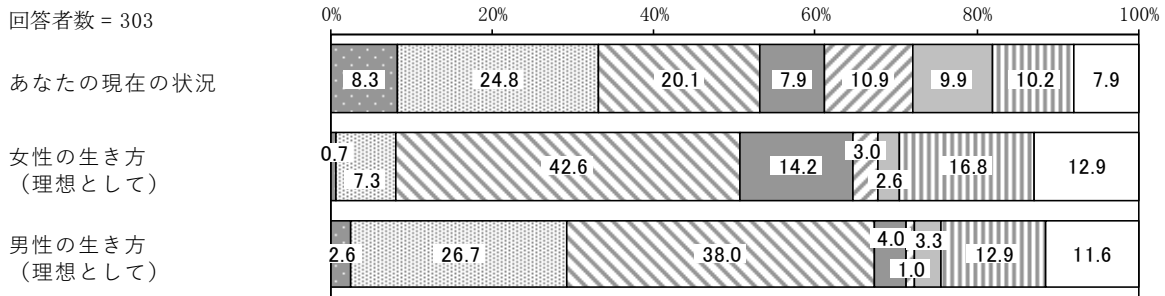
また、家庭における育児や介護負担の軽減を図るためには、保育サービスや介護サービスの充実に努めることが求められます。

離職した女性が、再就職を考えたときの基準について



- これまでの知識や経験を生かして、正社員として働きたい
- 仕事と家事・育児・介護が両立しやすい環境で正社員として働きたい
- これまでの知識や経験を生かして、パート・アルバイトとして働きたい
- 働く時間や場所を考え、パート・アルバイトとして働きたい
- その他
- わからない
- 無回答

仕事と家庭の両立について（現状）



- 家庭生活または地域活動より、仕事に専念している(専念する)
- 家庭生活または地域活動にも関わるがあくまで、仕事を優先している(優先させる)
- 家庭生活または地域活動と、仕事を同じように両立させている(両立させる)
- 仕事にも携わるが、家庭生活または地域活動を優先させている(優先させる)
- 仕事よりも、家庭生活または地域活動に専念している(専念する)
- その他
- 分からない
- 無回答

目標4 生涯にわたる心身の健康と生活の充実

性別に関わらずお互いの人権を尊重し、健康でいきいきと暮らすことができる社会づくりは、男女共同参画社会の実現のために重要な要件となります。

特に女性は妊娠・出産期、また、男女が共に経験する思春期、子育て期、更年期、高齢期といったライフステージごとに、それぞれ健康上の課題があります。また、昨今はうつ病等の心の病についても問題となっており、生涯を通じて自分らしく充実した生活を送るために、健康課題について正しい知識を持ち、健康づくりに取り組むことが必要です。

本市では高齢単身者数が増えており、また、要介護認定者数や障害者手帳所持者数など、支援を必要とする人も増加しています。

一方で、3世代世帯の割合が高く、子育て・介護についても、家庭内で担っている方が多いことが想定されます。子育て・介護については、地域のつながりの希薄化に伴う保護者や介護者の孤立化、ダブルケアによる負担の増加、高齢化の進展による老々介護の問題が課題となっています。

市民アンケート調査結果では、男女共同参画社会を形成していくために、今後、行政が力を入れていくべきことは「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」が5割以上と高くなっています。

そのため、困難を抱えた人が社会的孤立をせず、安心して暮らすことができるよう、支援を進めるとともに、福祉サービスの充実を図っていくことが必要です。また、要支援者に対する地域で連携した見守りや支援の拡大が必要です。



計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市が平成31年4月に策定した「第2次新城市総合計画」では、「市民が主役のまちづくりを推進し、元気に住み続けられ、世代のリレーができるまちを協働してつくる」ことが基本理念として掲げられています。

市民が性別や年齢に関わりなく、意欲に応じて活躍できる機会が確保され、市民・地域団体・事業者・NPO法人・関係機関等が一体となって男女共同参画社会を推進できるよう本プランの基本理念を次のとおりとします。

市民誰もが参画・交流でき、
性別にかかわらず、豊かさを実感できるまち

2 / 基本目標

(1) 男女共同参画社会についての意識改革、人権の尊重

誰もが自分の生き方を選択し、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていけるよう、固定的な性別役割分担意識を解消し、市民が性別や年齢に関わりなく多様な生き方を選択でき、お互いを尊重し認め合う意識を醸成します。

また、すべての人が男女共同参画に関する認識を深められるよう、様々な機会を通して分かりやすい広報・啓発活動を行います。さらに、生涯にわたって意識が醸成されるよう家庭や地域、学校などのあらゆる場において男女共同参画を進める教育・学習を推進します。

(2) 家庭・地域等あらゆる場で男女が共に参画できるまちづくりの推進

一人ひとりが、より良い家庭・地域づくりについて考え行動することは、男女共同参画社会を実現するための第一歩です。そのため、男女が互いに対等な立場で、家庭生活や地域活動に積極的に参加できるように支援します。また、地域活動の様々な分野で女性が意思決定・方針決定過程へ参画できるよう環境整備を進めます。さらに、男女共同参画の視点を取り入れた災害時の支援の充実を図ります。

(3) 就業の場での女性の活躍促進

男女共同参画社会の実現のためには、雇用の分野において、男女が平等に働ける環境の実現が必要です。法制度の周知・啓発や多様な働き方を選択するための情報等の充実により、男女ともに働きやすい環境整備を進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現が図れるよう働き方改革を踏まえた労働時間の短縮、柔軟な就労形態、子育てや介護と仕事を両立できる環境の整備等に努めます。また、一人ひとりが個性と能力を発揮して働くことができるよう、職場での賃金、待遇、昇進・昇格の機会、仕事の内容などにおける性別を理由とする格差や差別をなくし、男女ともに安心して働くことが確保される環境づくりを進めます。

(4) 生涯にわたる心身の健康と生活の充実

生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の基本であり、男女が互いの身体的性差を十分に理解しあい、相手に対する思いやりを持って生きていくことが重要です。性別や年齢に関わらず、すべての人が妊娠期から高齢期まで各ライフステージにおいて主体的に健康づくりに取り組むことができるよう支援します。また、生活上の困難に陥りやすいひとり親家庭や高齢者世帯が安心して暮らせるよう相談体制の充実や、実情に応じた支援に取り組みます。

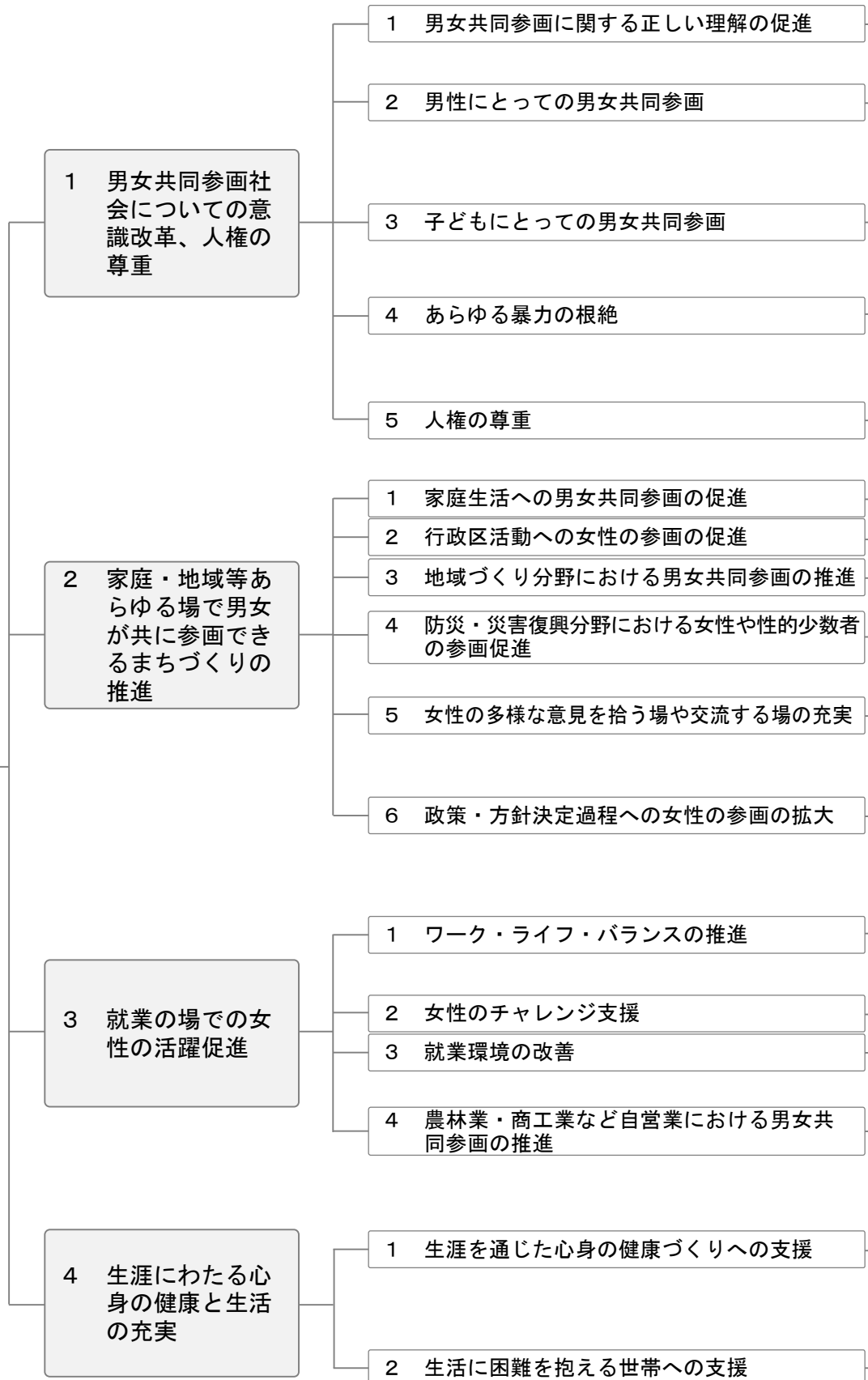
3 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]

市民誰もが参画・交流でき、性別にかかわらず、豊かさを実感できるまち



[基本施策]

①男女共同参画に関する広報・啓発の推進

①男性を対象とする広報・啓発の推進

②男性が家庭・地域生活に参画しやすい職場環境づくりの推進

③相談の充実

①学校教育における男女平等の推進

②幼児教育などにおける男女共同参画に関する教育・学習の推進

③子ども支援の充実

①ドメスティック・バイオレンス（DV）、児童虐待などへの対策の推進

②セクシュアル・ハラスメントなどへの対策の推進

①人権に関する啓発の推進

②人権に関する相談の充実

③多様性を認め合う社会の推進

①家庭生活における男女共同参画の促進

①行政区活動における男女共同参画の促進

①地域づくり、市民協働事業への参画の促進

①男女双方の視点に配慮した防災施策実施

②自主防災活動などの推進

①多様な意見を拾う機会の充実

②市民が交流する場の充実

①審議会などへの女性委員の登用促進

②管理職などへの女性の登用促進

③女性の人材育成と人材情報の提供

①子育て支援の推進

②育児・介護休業制度の利用促進

③職場における両立支援の促進

①女性のチャレンジ支援の推進

①労働環境の改善に関する啓発

①参画の促進

②家族経営協定の推進

③女性の起業家など活動支援

①生涯を通じた心身の健康維持と増進

②母子保健の充実

③性に関する適切な情報提供と性教育の推進

①高齢者の自立支援

②障がい者の自立支援

③ひとり親世帯の自立支援



施策の展開

基本目標 I 男女共同参画社会についての意識改革、人権の尊重

(1) 男女共同参画に関する正しい理解の促進

人権の尊重を基盤にした男女平等意識のさらなる啓発を進め、固定的な性別役割分担意識の払拭を図るとともに、お互いの意識改革を促すように広報・啓発活動を推進していきます。

また、より効果的な意識改革を図るために、各年代に合わせた学習・講座等の場を提供します。

① 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
男女共同参画に関する講演会・講座の開催	男女共同参画社会に関する講演会・講座を開催します。	まちづくり推進課
男女共同参画関連図書などの充実	新城図書館に、男女共同参画関連図書を充実させるとともに特集コーナーを設け、貸し出しを行います。	生涯共育課
男女共同参画に関する広報・啓発	広報「ほのか」やホームページなどあらゆるメディアを通して、男女共同参画に関する情報を提供します。	秘書人事課
地域活動団体等を通じたシニア世代に対する男女共同参画の啓発	性差別や固定的性別役割分担意識に基づく習慣・慣行の見直しについて広く呼びかけを行います。	まちづくり推進課

新規

(2) 男性にとっての男女共同参画

男性が家庭生活と仕事、地域生活等を調和（ワーク・ライフ・バランス）させ、自立した生活を送ることができるよう、男性の家事・育児・介護、地域活動への参画を促進する積極的な取り組みを進めます。また、男女共同参画についての理解を促進するための学習機会の提供と啓発、男性の育児・家事・介護能力を高めるための支援を進めます。

① 男性を対象とする広報・啓発の推進

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	担当課
男女共同参画を学ぶ機会の提供	親子・夫婦での参加など、男性も参加しやすい学習機会を充実させます。	まちづくり推進課
「はぐみんデー」の啓発	「子育て応援の日（毎月19日）」を啓発、普及させ、市民一人ひとりが子育てを応援する社会をつくります。	こども未来課

② 男性が家庭・地域生活に参画しやすい職場環境づくりの推進

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	担当課
ワーク・ライフ・バランスの啓発	多様な働き方が可能な職場環境を実現できるよう、パンフレットの配布などを通じ、ワーク・ライフ・バランスの必要性や取り組み方法を啓発します。	商工政策課
	市役所の取り組みとして、毎週水曜日のノー残業デーを徹底させ、働き方の見直しを啓発します。 「新城市職員の子育て応援マニュアル」を通して、男性職員への育児休業などの取得の推進を図り仕事と生活の両立を支援します。	秘書人事課
男性職員が育児休業を取得しやすい環境の整備	「新城市職員の子育て応援マニュアル」や「新城市職員ハンドブック」などで制度を周知するとともに、休暇取得している職員の声を紹介していきます。	秘書人事課

新規

③ 相談の充実

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
相談事業	勤労者のための生活相談（月1回）を実施します。	商工政策課

(3) 子どもにとっての男女共同参画

性別にとらわれず男女平等意識が浸透した社会を目指すためには、子どもの頃からの教育が重要です。学校においては、それぞれの個性と能力を十分発揮し、将来を見通して自己形成ができる教育を推進します。

また、学校教育、家庭教育、社会教育など、あらゆる教育関係者に対する研修の充実を図ります。

① 学校教育における男女平等の推進

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
児童生徒に係る教育活動の充実	男女の平等、相互の理解・尊重・協力について様々な教育活動を通して意識向上を図ります。	学校教育課
教職員の研修の充実	児童生徒がお互いを思いやり、尊重できるように教職員の研修の機会を充実します。	学校教育課
キャリア教育の推進	生徒が性別にとらわれず主体的に進路選択できるよう男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育を推進します。	学校教育課

新規

② 幼児教育などにおける男女共同参画に関する教育・学習の推進

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
教職員・保育士などへの学習・研修の充実	男女平等思想を尊重し、子どもの個性を伸ばすことができるよう教職員・保育士などの学習・研修を年1回以上実施します。	こども未来課 学校教育課

③ 子ども支援の充実

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
子ども・子育て支援事業計画の推進	子どもと子育てに関する価値観を見直すとともに、保護者の就労や家庭の状況等に影響されず、市内のどこに住んでいても3歳以上児であれば等しく就学前教育を享受できる環境を整え、持続可能な地域社会の形成を目指します。また、女性の社会進出の促進、少子化対策として3歳未満児保育の拡充、子育て世代包括支援センターの妊娠期からの切れ目のない支援など包括的な子育て支援を図ります。	こども未来課

(4) あらゆる暴力の根絶

暴力は、身体的・心理的を問わず、基本的人権をおびやかし、被害を受けた人に深刻な影響を及ぼします。配偶者などからの暴力（DV）をはじめ、ハラメント、性犯罪等、あらゆる暴力を予防するために、市民の認識を高める意識啓発や予防啓発を行います。

また、被害者が安心して相談でき、かつ必要な支援を適切に受けられるよう総合的な支援体制を整備します。

※DVとは・・・ドメスティック・バイオレンスのこと。配偶者や恋人など親密な関係にある者から振るわれる暴力のこと。身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力がある。交際中のカップルの中で起こるDVのことをデートDVという。

① ドメスティック・バイオレンス（DV）、児童虐待などへの対策の推進

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
DV被害防止の啓発及び相談事業	DVが正しく理解されるよう、広報紙や啓発冊子などで広く市民に啓発を行います。また、家庭児童相談員を置きDV被害・加害者や児童虐待についての相談にあたります。	こども未来課
被害者・加害者への相談支援	新城設楽福祉相談センター・愛知県女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)・医療機関・警察との連携を図り、対応していきます。また、直接的、間接的DV被害・加害者及びその子どもへの相談等を実施します。	こども未来課
相談担当者の資質向上	相談担当者研修会に積極的に参加し、二次的被害を与えることのないよう、資質向上に努めます。	こども未来課
児童虐待の防止と対応、支援	児童虐待の予防、発見、事後まで切れ目のない対応ができるよう新城市要保護児童対策地域協議会を中心に新城設楽児童・障がい者相談センターなど関係機関との連携強化を図っていきます。	こども未来課
新規 高齢者及び障がい者虐待の防止と対応、支援	高齢者虐待等の予防、発見、事後まで切れ目のない対応ができるよう新城市地域包括支援センター、新城市基幹相談支援センターなど関係機関との連携強化を図っていきます。	福祉課
新規 民生・児童委員等との連携	民生・児童委員等からの情報提供・相談内容を関係機関へ繋げる等の対応をします。	福祉課
新規 DV相談窓口の周知	公的なDV相談窓口の周知を強化し相談できる体制を整えます。	こども未来課

② セクシュアル・ハラスメントなどへの対策の推進

【 主な取り組み 】

	事業名	事業概要	主担当課
	市役所におけるセクシュアル・ハラスメントなどに関する啓発	全職員に「さわやかマナーしんしろ」の趣旨を徹底させ、セクシュアル・ハラスメント防止などの啓発を行います。	秘書人事課
新規	ハラスメント相談員の設置	職員が個人として尊重される快適な職場環境を確保するため、ハラスメント相談員を設置します。	秘書人事課
新規	企業に対するハラスメント防止の啓発	職場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の防止に向けた啓発を行います。	商工政策課

(5) 人権の尊重

男女共同参画に関する理解が深まるとともに性的少数者（性的マイノリティ）等、あらゆる立場の人々が、個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指し、人権尊重や男女共同参画意識の啓発に取り組めます。

また、外国人が安心して暮らすことができるよう、情報提供や学習機会の充実を図るとともに、外国人の地域活動への参画促進などに努め、多文化共生意識の高揚を図り、多様性を認め合う社会の形成に取り組めます。

① 人権に関する啓発の推進

【 主な取り組み 】

	事業名	事業概要	主担当課
	広報などにおける男女平等の表現の徹底	市政情報を伝える広報などについては、偏った性の表現や固定的な役割分担を意識した表現を使用しないよう国の「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」などを活用します。	秘書人事課

② 人権に関する相談の充実

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
相談事業	人権相談を実施します。	市民課
	女性悩みごと相談（月2回）を実施します。	まちづくり推進課
	女性弁護士による相談を実施します。	まちづくり推進課

③ 多様性を認め合う社会の推進

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
新規 性的少数者（LGBT等）への理解促進	性的少数者（LGBT等）への理解促進のため、広報紙等による啓発に努めます。	まちづくり推進課
多国籍社会における人材育成	市民や中学生、高校生等を海外友好都市などへ派遣し、国際社会理解の機会や文化交流を通じたグローバルな人材育成を進めます。	まちづくり推進課
新規 国際社会への理解や多文化共生の推進	新城市国際交流協会や地域団体等と協働で、国際社会への理解や多文化共生の取り組みを実施します。	まちづくり推進課
新規 市内外の様々な団体との交流促進	子ども、高齢者、障がいのある人、性的マイノリティの人、外国人等、市内外の様々な立場の団体との交流を促進し、多様性についての理解の醸成につなげます。	全課

基本目標Ⅱ

家庭・地域等あらゆる場で男女が共に参画できるまちづくりの推進

(1) 家庭生活への男女共同参画の促進

男性の家庭における固定的な性別役割分担意識を変えることで、従来の仕事中心の生き方ではなく、育児や介護など家庭内の仕事について責任を分かち合うことができるようにします。そのために、男性の学校行事等への参加や育児・介護への参加を働きかけ、理解の促進を図るために知識や技術の習得を支援します。

① 家庭生活における男女共同参画の促進

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	担当課
「共育の日」の啓発	「共育の日」の啓発、普及に努めます。	生涯共育課
「はぐみんデー」の啓発	「子育て応援の日（毎月19日）」の啓発、普及に努めます。	こども未来課
子育てに関する講座の開催	家庭において、男女が協力して家事や子育てに取り組めるよう講座を開催します。	健康課
男性向けセミナーの開催	男性の家事参加を促進するため、男性向けのセミナーを開催します。	まちづくり推進課
冊子などによる啓発	国・県のワーク・ライフ・バランスの冊子などを通して、家庭の男女共同参画を促進します。	商工政策課

(2) 行政区活動への女性の参画の促進

女性参画の拡大に向け、役員への女性の選任に取り組むとともに、女性自身の意識向上を図り、積極的な登用に取り組めます。

① 行政区活動における男女共同参画の促進

【 主な取り組み 】

	事業名	事業概要	主担当課
新規	行政区長、自治会長に対する男女共同参画の啓発	地域において男女共同参画に取り組む人や団体に対して、情報交換や学習の機会を提供します。	まちづくり推進課
新規	行政区役員への女性の登用	区長会と連携し、行政区役員の女性登用を推進します。	まちづくり推進課
新規	環境面などにおいて、男女の地域活動への参画の促進にむけた啓発	地域の美化活動及び資源回収等の活動への参画を推進するため、生活環境委員の女性の登用を促進します。	生活環境課

(3) 地域づくり分野における男女共同参画の推進

ボランティアや市民活動等への女性の参画を促進するために、活動についての相談支援や情報提供の充実を図ります。

① 地域づくり、市民協働事業への参画の促進

【 主な取り組み 】

	事業名	事業概要	主担当課
	ボランティア・NPO・市民活動講座・交流会の開催	男女が均等に地域活動に参画し、ともに活動を担うための啓発を行います。	まちづくり推進課 自治振興課
	相談の充実	市民活動に関する相談を受け付けます。	まちづくり推進課

事業名	事業概要	主担当課
情報提供の充実	地域活動への参画を促進するため、東三河情報サイト「どすごいネット」や社会福祉協議会が作成する情報誌などにより、ボランティア・NPO・市民活動団体の情報を提供します。	まちづくり推進課

(4) 防災・災害復興分野における女性や性的少数者の参画促進

女性や性的少数者の防災・防犯分野の活動への積極的な参画を推進し、政策・方針決定過程及び現場における女性や性的少数者の参画を促進するとともに、多様で異なる被災時の支援ニーズに配慮するなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災・防犯対策を推進します。

① 男女双方の視点に配慮した防災施策実施

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
地域防災計画の推進	地域防災計画に男女双方の視点を位置づけ、施策を推進していきます。	防災対策課
新規 防災計画策定時における女性や性的少数者の参画	地域防災計画策定時において、女性や性的少数者の視点で施策を推進していきます。	防災対策課
新規 防災会議への女性や性的少数者の参画	防災会議に女性や性的少数者の参画を進めます。	防災対策課
災害時の支援	災害時における避難所の運営は、男女のニーズの把握に努めるとともに、避難者に対して適切な支援を行います。	防災対策課

② 自主防災活動などの推進

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
自主防災活動などへの女性参画の促進	女性が積極的に参画している防災ボランティアの会、新城はぐるまの会など既存の団体による防災活動に協力します。	防災対策課
	防災に関する研修会へ、女性の参加を促進するため、研修メニューを充実させます。	防災対策課

(5) 女性の多様な意見を拾う場や交流する場の充実

女性議会や若者議会など、様々な意見・想いを話し合うことができる場を提供するとともに、女性の多様な意見をくみ取る機会を提供します。

① 多様な意見を拾う機会の充実

【 主な取り組み 】

	事業名	事業概要	主担当課
新規	女性議会の開催	女性の多様な意見や提案を市政に反映させるため女性議会を開催します。	まちづくり推進課
新規	若者議会の開催	若者を取り巻く様々な問題を考え、話し合い、若者の力を活かすまちづくり施策を提案するため若者議会を開催します。	まちづくり推進課
新規	市政モニター調査の実施	市政の重要施策等に関する意向等を市民から継続的に聴取するとともに、市政への市民参加を促進し、開かれた市政の実現を目指します。	秘書人事課

② 市民が交流する場の充実

【 主な取り組み 】

	事業名	事業概要	主担当課
新規	市民まちづくり集会の開催	まちづくりの担い手である市民、議会、行政が一堂に会し、意見交換をし、情報・意識の共有を図るため市民まちづくり集会を開催します。	まちづくり推進課
新規	地域協議会の開催	地域ごと異なる課題や将来像などを話し合い、地域の声として市に届けるため地域協議会を開催します。	自治振興課

(6) 政策・方針決定過程への女性参画の拡大

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向け、市が率先して審議会や行政委員会等の委員への女性選任に取り組むとともに、市の女性職員については、特定事業主行動計画に基づき、職域拡大及び管理職等への積極的な登用に取り組めます。

① 審議会などへの女性委員の登用促進

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
審議会などへの女性委員の登用促進	審議会などへの女性委員の登用割合を令和13年度末までに40.0%とします。また、毎年度定期的に達成状況を公表していきます。	全課

② 管理職などへの女性の登用促進

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
男女間格差のない人事管理の推進	「新都市人材育成基本方針」に基づき、採用・昇任・配置・評価など人事管理上のすべての場面で、男女間の格差をなくし、個人の能力の積極的な活用に努めます。	秘書人事課

③ 女性の人材育成と人材情報の提供

【 主な取り組み 】

新規

事業名	事業概要	主担当課
地域リーダーの育成	地域のリーダーとして参画できる人材を育成するため、先駆者との座談会を開催するとともに、県のセミナーへ市民を派遣します。	まちづくり推進課
人材バンクの活用	市の審議会等に参画できる女性の人材育成と発掘、幅広い分野への女性の社会参画を図るため、女性人材バンクの活用を促進し、多様な人材確保を図ります。	まちづくり推進課
市役所における女性職員の人材育成	市町村アカデミーや自治大学校など積極的な参加を促進し、女性職員の人材育成を図ります。	秘書人事課

基本目標Ⅲ 就業の場での女性の活躍促進

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

長時間労働の削減や労働生産性の向上など働き方改革を進めることや、男性の育児休業の取得促進、ライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方の導入の重要性等について関係機関と連携して周知します。

また、労働基準法、育児・介護休業法に基づく制度の定着と活用を促進するため、企業等におけるワーク・ライフ・バランスを実現するための取り組みが推進されるよう支援を行います。

① 子育て支援の推進

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
こども園等の充実	新城市子ども・子育て支援事業計画に基づき、保護者が安心して働けるよう、こども園等の充実を図ります。	こども未来課
相談体制の充実	地域子育て支援センターや保健センターなどにおける子育てに関する相談体制の充実を図り、子育てに関する不安の解消に努めます。	こども未来課 健康課
新城市ファミリー・サポート・センターの充実	新城市ファミリー・サポート・センターを市民に周知するとともに育児の相互援助体制を充実させ、仕事と育児を両立しながら安心して働くことのできる環境を整備します。	こども未来課
食育の推進	新城市食育推進計画に基づき、新城市地産地消食育推進協議会を運営します。また、関係団体と連携し、子育て家庭に重点を置いた食育推進活動を行います。	農業課 こども未来課
市役所における子育てを応援する職場環境づくりの推進	「新城市職員の子育て応援マニュアル」を庁内LANの掲示板や、初任者研修等で配布することで、全職員が安心して子育てのできる職場環境づくりを推進します。	秘書人事課
子育て世代包括支援センター事業の充実	妊娠期から18歳までの子どもとその家族や若者（概ね40歳まで）に、切れ目のない一貫性と継続性を持った相談と支援を行います。専任職員を配置して、子育ての悩みや相談について保護者に寄り添い、改善や解決を援助します。	こども未来課

新規

② 育児・介護休業制度の利用促進

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
事業所などへの啓発	国・県の冊子を配布し、事業所などへ育児・介護休業制度の啓発を行っていきます。	商工政策課
市役所における育児休業などを取得しやすい環境の整備	育児休業制度等の周知とともに、個々の職員の状況に応じた子育てを支援する制度について説明し、育児休業等が取得しやすい環境づくりに努めます。特に男性が育児への参加をしやすいう、育休制度等についての周知を図ります。また、育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援、代替職員の確保にも取り組みます。	秘書人事課
新規 就業を一時中断している職員が職場復帰しやすい環境整備	育児休業等を取得している職員が安心して職場復帰ができるようテレワーク制度の導入や職場復帰のための研修を実施します。	秘書人事課

③ 職場における両立支援の促進

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
市役所における両立支援の推進	育児を行う職員について、深夜勤務、超過勤務を極力行わせないよう配慮し、ノー残業デーの周知徹底、休暇取得の推進など職員が仕事と子育ての両立を図れるような環境づくりに取り組みます。	秘書人事課
企業への啓発	愛知県の「ファミリー・フレンドリー企業」の普及拡大のため、制度の啓発を進めます。表彰制度や事業訪問などによる企業等（特に経営者・管理職層）に対する啓発を実施します。	商工政策課
	パンフレットなどにより仕事と家庭の両立を支援する啓発を行います。	商工政策課

(2) 女性のチャレンジ支援

働く場における男女の均等な機会と待遇の確保を更に推進するとともに、女性が能力を十分に発揮し活躍することができるよう、女性の活躍推進に向けた取り組みを進めます。

① 女性のチャレンジ支援の推進

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
就労に関する情報提供	就業を希望する女性に対し、ハローワークなどからの情報を提供します。	商工政策課
女性の起業支援	新都市で起業・創業を目指す女性に対し、支援を行います。(地域産業総合振興条例)	商工政策課
	女性の新規就農希望者に対して、軽量作物など女性が収穫しやすい農業の紹介や、補助金制度の説明を行います。また、新規就農者の就農後も経営が安定するように支援を行います。	農業課
新規 就労・再就労支援のための講座及び情報提供等の充実	出産や育児などで離職した女性の再就職支援を専門的機関と相談会など連携し開催します。	商工政策課
新規 働く女性のキャリア形成意識の醸成、悩みや不安の解消を進める取り組み	女性活躍支援を効果的に促進することを目的に、関係機関と連携したセミナーなどの女性就業支援を行います。	商工政策課

(3) 就業環境の改善

トップや管理職が働きやすい職場づくりをしていくことで、職場で共に働く部下の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と生活を充実させていく、イクボスを推進していきます。

① 労働環境の改善に関する啓発

【 主な取り組み 】

	事業名	事業概要	主担当課
	労働環境の改善に関する啓発	男女の区別なくあらゆる人の労働環境が改善されるよう情報の提供に努めます。	商工政策課
新規	市役所におけるイクボスの推進	部下のマネジメントを担う担当課長以上の職員にイクボス宣言の働きかけをするとともに、職員に向けた研修の開催と、イクボスのための情報提供をします。	秘書人事課
新規	事業所におけるイクボスの推進	事業所がワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進し、経営者も労働者も満足する新しい働き方へ改革するためのきっかけとなるようイクボス宣言プロジェクトの啓発を進めます。	商工政策課

（４）農林業・商工業など自営業における男女共同参画の推進

農林水産業、商工自営業などに従事する男女が、その役割に応じて適正な評価を受けるとともに、互いに協力し合いながら生産や経営などに取り組んでいけるような環境づくりを進めます。

① 参画の促進

【 主な取り組み 】

	事業名	事業概要	主担当課
	参画の促進	女性の登用や農林業・商工業に関わる方針決定過程への参画を関係機関の連携のもとに促進します。	農業課 森林課 商工政策課

② 家族経営協定の推進

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
家族経営協定の推進	※家族経営協定を推進することで、就業条件、経営方針や経営計画などのルールづくりを進め、望ましい農家生活の実現を図ります。	農業課

。

③ 女性の起業家など活動支援

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
女性の起業家などの活動の支援	女性による起業や女性グループの活動を支援します。	農業課

基本目標Ⅳ 生涯にわたる心身の健康と生活の充実

(1) 生涯を通じた心身の健康づくりへの支援

妊娠・出産期における心身の健康を支援するための健康診査や検診の充実を図るとともに、女性特有の疾病の予防に努めます。また、思春期や更年期などライフステージに応じた健康支援を行っていくために、年代に応じた健康相談や健康診査、検診の充実を図っていきます。

① 生涯を通じた心身の健康維持と増進

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
しんしろ健康づくり事業の推進	しんしろ健康づくり21計画に基づき、個人、家庭、地域、職場等で生涯にわたる健康づくりへの取り組みを推進します。	健康課

② 母子保健の充実

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
妊娠・出産・産後に関する健康支援	妊娠・出産・育児期までの母子の健康保持、増進に向け正しい知識の普及、啓発に努めます。	健康課
母体保護の普及・啓発	妊産婦健康診査・乳児健康診査を実施し、妊娠期や出産における母体保護に関する知識の普及・啓発を図ります。	健康課
乳児家庭への訪問	乳児家庭へ訪問し、母子の心身の健康状態を把握し、育児支援や助言を行います。	健康課
妊娠・出産・育児の安心	聖隷三方原病院の産科オープンシステムを利用し、安心・安全なお産ができるよう関わります。産後ケア、母乳育児を推進し早期愛着形成に努めます。	しんしろ助産所

③ 性に関する適切な情報提供と性教育の推進

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
相談活動の運営と協力	養護教諭・スクールカウンセラーなど関係職員との連携を密にして、教育相談室や保健室の機能を有効に活用します。	学校教育課
教職員の研修の充実	教職員が適切に相談活動を行うことができるよう、職員研修や資料提供などを行います。	学校教育課
性に関する教育や学習機会の充実	学校での「保健」の授業において、心の健康、性に関する問題などの課題をとりあげ、学習機会の充実を図ります。	学校教育課

(2) 生活に困難を抱える世帯への支援

高齢者や障がい者、そしてその家族が、住み慣れた地域の中で、安心して、安全に暮らし続けていくために、在宅生活の支援等きめ細やかな福祉サービスの充実を図っていきます。

また、ひとり親家庭の生活の安定と質の向上を図るため、きめ細かなサービスを提供していくとともに、支援の充実に努めます。

① 高齢者の自立支援

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
高齢者福祉計画の推進	第7期新城市高齢者福祉計画に基づき、東三河広域連合で策定した介護保険事業計画と整合性を図り、高齢者施策を推進していきます。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための体制やネットワークづくりに取り組みます。	福祉課 高齢者支援室
公共バス路線の整備	路線バス及びコミュニティバスを維持・拡充します。また、駅や公共機関、病院、商業施設などを経由するルートの設定やデマンド型交通の普及により、利便性の確保を図ります。	公共交通対策室

② 障がい者の自立支援

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
新都市障害者計画の推進	新都市障害者計画に基づき、障がいのある人もない人も地域の中で共に参画しながら暮らし続けられるよう、障がいに関する施策の推進を図ることで、地域社会全体であたたかさが感じとれるまちづくりを目指します。	福祉課
障害者相談支援事業の充実	障がいのある人やその家族などからの様々な相談に応じ、必要な支援を行います。また、個々のニーズに応じた支援だけでは解決できなかった課題については、地域の関係者が集う協議会にて情報共有を図り、解決に向けた取り組みを進めます。	福祉課

③ ひとり親世帯の自立支援

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
支援の充実	子育て生活支援、就労支援、経済的支援、教育支援、養育支援をきめ細かく実施します。	こども未来課

成果指標

新城市パートナープランでは、男女共同参画社会の実現に向けて、次の項目について数値目標を設定します。

基本目標	指標	現状 (H30)	目標 (R13)
基本目標Ⅰ	男女共同参画社会の周知度	52.1%	↗
	固定的性別役割分担意識に賛成する人の割合	市民全体:22.8% 60代以上:32.8%	市民全体:15.0% 60代以上:20.0%
	学校教育の場での平等感	53.8%	↗
	子育てに参加している父親の割合	93.0%	96.0%
	DVを受けた経験のある方の割合	14.9%	↘
	DVの経験のある方で「どこ(だれ)にも相談していない」と回答した割合	60.0%	↘
	LGBTの周知度	44.6%	80.0%
基本目標Ⅱ	社会全体における男女の地位の平等感	12.9%	↗
	女性区長の割合	0.0%	5.0%
	防災会議における女性の参画率	9.8%	20.0%
	審議会の女性委員の割合	25.1%	40.0%
	女性人材バンク登録者数	20人	45人
	市職員の管理職に占める女性の割合	8.3%	10.0%
基本目標Ⅲ	女性起業者数	1人/年	3人/年
	管理的職業従事者に占める女性の割合	18.2%	20.0%
	新城市で「ファミリー・フレンドリー企業」に登録している企業数	11件	↗
	「子育てを応援するためのサービス」の満足度	74.3%	↗
	市職員男性の育児休業取得率	10.3%	15.0%
基本目標Ⅳ	「健康づくり支援」の満足度	72.0%	↗
	「高齢者の自立支援や福祉対策」の満足度	65.5%	70.0%
	「障がい者の自立支援や福祉対策」の満足度	66.1%	70.0%



計画の推進

1 協働による計画の推進

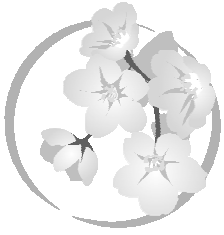
男女共同参画を推進するため、各施策の立案から実施まで、男女共同参画の視点を取り入れ、問題や改善すべき点を共有し実行します。また、市民の意見や生活環境の変化に対応していくために、国・県・その他関係機関等と連携し、計画の推進を図ります。

市は、率先して男女共同参画社会実現のために課題に取り組む必要がありますが、男女共同参画の意識を醸成するためには、市民・地域団体・事業者・NPO法人・関係機関等が一体となって取り組むことが重要です。市は、様々な機会を通じ、市民等へ情報提供や意識啓発を行い、相談支援体制を充実させ、一丸となって男女共同参画を推進します。女性の活躍推進のために社会全体で取り組むべきワーク・ライフ・バランスの推進に関しては、市内事業者等との連携を密にし、推進体制を構築していきます。

2 計画の推進体制と評価

本計画において位置付けた各施策を着実に推進するため、年度ごとに「Plan（計画）」「Do（実施）」「Check（評価）」「Action（改善）」のPDCAサイクルで事業の進捗管理を行い、「継続的改善」の考え方で施策を推進していきます。

計画に位置付けられる施策については、「新城市男女共同参画審議会」で計画に記載されている事業の進捗状況と施策の効果等を検証・評価するとともに、社会情勢の変化などに応じて実施方法などを見直していきます。また、計画の見直しに合わせて、アンケート調査を実施します。さらに、各部署による事業の評価、施策の調整、進捗管理を行い、より良い取り組みを推進していきます。



参考資料

1 新城市男女共同参画審議会条例

平成24年12月20日

条例第33号

改正 平成25年3月28日条例第7号

平成28年3月22日条例第6号

(設置)

第1条 新城市における男女共同参画社会の形成に関する施策について、総合的かつ効果的に推進するため、新城市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会の形成に関する基本的かつ総合的な施策の調査審議に関すること。
- (2) 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）の策定及び改定に関すること。
- (3) 基本計画の実施状況の点検及び評価に関すること。
- (4) その他男女共同参画社会の形成に関し市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会の委員は、12人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 各種団体から推薦を受けた者
- (2) 男女共同参画に関する識見を有する者
- (3) 市内に住所を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、必要があると認めるときは、その会議に関係者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年新城市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 25 年 3 月 28 日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 22 日条例第 6 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 新城市男女共同参画審議会委員

(任期：令和3年3月31日)

	区 分	氏 名	備考
1	市民（公募）	中谷 昌美	
2	市民（公募）	原田 克幸	副会長
3	愛知大学教授（学識経験者）	鄭 智允	会長
4	自治振興事務所	齊藤 美代子	
5	人権擁護委員	鈴木 優子	
6	市民活動団体	今泉 幸子	
7	新城青年会議所	佐野 潤	
8	新城公共職業安定所	永井 智子	
9	市商工会女性部	三輪 久美子	

(順不同 敬称略)

3 第2次新城市男女共同参画プラン庁内検討委員会委員

	課（室）名	役 職	氏 名
1	秘書人事課	係長	塩澤 宏樹
2	福祉課	副課長	河村 善章
3	こども未来課	副課長	柴田 直美
4	健康課	係長	洞口 弥生
5	商工政策課	係長	大蔵 功幸
6	農業課	主事	三ツ井 夢女
7	学校教育課	副課長	鈴木 あき子

4 策定経過

開催日時	検討内容
令和元年6月26日	令和元年度 第1回新城市男女共同参画審議会 ・平成30年度プランの評価・点検 ・第2次新城市男女共同参画プランの策定について
令和元年7月23日	第2次新城市男女共同参画プラン策定庁内検討会議
令和元年8月29日	令和元年度 第2回新城市男女共同参画審議会 ・平成30年度プランの評価・点検・第2次新城市男女共同参画プランの策定について
令和元年9月30日	第2次新城市男女共同参画プラン策定庁内検討会議
令和元年10月23日	令和元年度 第3回新城市男女共同参画審議会 ・第2次新城市男女共同参画プランの策定について
令和2年1月16日	令和元年度 第4回新城市男女共同参画審議会 ・第2次新城市男女共同参画プランの策定について
令和2年1月20日 ～2月20日	パブリックコメントを実施
令和2年3月6日	令和元年度 第5回新城市男女共同参画審議会 ・第2次新城市男女共同参画プランの策定について

5 男女共同参画に関する世界・国・市の動き（年表）

年 号	世界の動き	国の動き	県・市の動き
昭和50年 (1975年)	<ul style="list-style-type: none"> 国際婦人年（目標：平等、開発、平和） 国際婦人年世界会議（メキシコシティ）『世界行動計画』採択 	<ul style="list-style-type: none"> 総理府婦人問題企画推進本部設置 	
昭和51年 (1976年)	<ul style="list-style-type: none"> 『国際婦人の10年』が始まる 	<ul style="list-style-type: none"> 『民法』等の一部改正（離婚後婚氏統稱制度の新設） 	
昭和52年 (1977年)		<ul style="list-style-type: none"> 『国内行動計画』策定 国立婦人教育会館開設 	<ul style="list-style-type: none"> 「婦人の生活実態と意識に関する調査報告書」作成
昭和53年 (1978年)		<ul style="list-style-type: none"> 『婦人白書』発表 	<ul style="list-style-type: none"> 「愛知県地方計画・推進計画‘78～‘80」に婦人の項目を設ける
昭和54年 (1979年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連第34回総会『女子差別撤廃条約』採択 		
昭和55年 (1980年)	<ul style="list-style-type: none"> 『国際婦人の10年』中間年世界会議（コペンハーゲン）『国際婦人の10年後半期行動プログラム』採択 	<ul style="list-style-type: none"> 『民法』等の一部改正（配偶者相続分改正、寄与分制度新設） 	
昭和56年 (1981年)	<ul style="list-style-type: none"> 家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約『156条約』採択（ILO） 	<ul style="list-style-type: none"> 『国内行動計画後期重点目標』策定 『母子福祉法』改正 	
昭和57年 (1982年)			<ul style="list-style-type: none"> 「第5次愛知県地方計画」に婦人部門を位置づける
昭和58年 (1983年)			
昭和59年 (1984年)		<ul style="list-style-type: none"> 第1回日本女性会議（以後毎年開催） 	
昭和60年 (1985年)	<ul style="list-style-type: none"> 『国際婦人の10年』最終年世界会議（ナイロビ）（2000年に向けての『婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略』採択 	<ul style="list-style-type: none"> 改正『国籍法』成立（父系血統主義から父母両血統主義へ） 『男女雇用機会均等法』成立 『女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃条約）』批准 	
昭和61年 (1986年)		<ul style="list-style-type: none"> 婦人問題企画推進有識者会議開催 	
昭和62年 (1987年)	<ul style="list-style-type: none"> 国際婦人の地位委員会開催（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> 『西暦2000年に向けての新国内行動計画』策定 	
昭和63年 (1988年)		<ul style="list-style-type: none"> 『労働基準法』一部改正（労働時間の短縮） 	
平成元年 (1989年)	<ul style="list-style-type: none"> 第44回国連総会において『児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）』採択、1990年に発効 	<ul style="list-style-type: none"> 労働省『パートタイム労働指針』発表 『国の審議会等における婦人委員の登用促進』提言 	<ul style="list-style-type: none"> 「愛知県21世紀計画」に女性部門を位置づける 「あいち女性プラン」策定

年 号	世界の動き	国の動き	県・市の動き
平成2年 (1990年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の地位委員会拡大期 ・国連経済社会理事会『婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論』採択 		
平成3年 (1991年)		<ul style="list-style-type: none"> ・『育児・介護休業法』公布 ・『西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)』策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性総合センター基本計画」策定(県)
平成4年 (1992年)		<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題担当大臣(官房長官兼務)設置 	
平成5年 (1993年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連総会『女性に対する暴力の撤廃に関する宣言』採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・パートタイム労働法施行 ・男女共同参画社会に向けての全国会議開催 	
平成6年 (1994年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際人口・開発会議(カイロ) ・リプロダクティブヘルス/ライツを打ち出した行動計画を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画室設置 ・男女共同参画推進本部設置 ・男女共同参画審議会設置(政令) ・『児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)』批准 	<ul style="list-style-type: none"> ・「あいち農山漁村女性プラン」策定(県)
平成7年 (1995年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回世界女性会議—平等、開発、平和のための行動(北京)『北京宣言及び行動綱領』採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・『育児・介護休業法』改正(介護休業制度の法制化) ・ILO総会にて『156号条約』批准 	
平成8年 (1996年)		<ul style="list-style-type: none"> ・『優生保護法』改正(名称を『母体保護法』へ) ・『男女共同参画2000年プラン』策定 	
平成9年 (1997年)		<ul style="list-style-type: none"> ・『男女共同参画審議会設置法』施行 ・『男女雇用機会均等法』『労働基準法』『育児・介護休業法』改正 ・『介護保険法』公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・「あいち男女共同参画2000年プラン」策定(県)
平成10年 (1998年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「愛知2010計画」策定(分野別計画に男女共同参画を位置づけ)(県)
平成11年 (1999年)		<ul style="list-style-type: none"> ・『男女共同参画社会基本法』施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「北陸・東海・近畿地区男女共同参画推進知育会議」を総理府と共催で実施(県)
平成12年 (2000年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会『女性2000年会議』(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・『男女共同参画基本計画』策定 ・『ストーカー行為等の規制等に関する法律』施行 ・『児童虐待の防止等に関する法律』施行 	

年 号	世界の動き	国の動き	県・市の動き
平成13年 (2001年)		<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府に男女共同参画会議および男女共同参画局設置 ・『女性に対する暴力をなくす運動（毎年11月12日から11月25日）』実施決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」策定（県）
平成14年 (2002年)		<ul style="list-style-type: none"> ・『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』施行 ・『育児・介護休業法』改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県男女共同参画推進条例制定（県）
平成15年 (2003年)	<ul style="list-style-type: none"> ・女子差別撤廃委員会による日本レポート審議（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部『女性のチャレンジ支援策の推進について』策定 ・『次世代育成支援対策推進法』公布、施行 	
平成16年 (2004年)		<ul style="list-style-type: none"> ・『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』改正及び同法に基づく基本方針の策定 ・『児童虐待の防止等に関する法律』一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「あいち農山漁村男女共同参画プラン」策定（県）
平成17年 (2005年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第49回国連婦人の地位委員会／『北京+10』閣僚級会合（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・『男女共同参画基本計画（第2次）』策定 ・女性の再チャレンジ支援策検討会議『女性の再チャレンジ支援プラン』策定 ・『育児・介護休業法』改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「あいち子育て・子育て応援プラン」策定（県） ・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定（県）
平成18年 (2006年)	<ul style="list-style-type: none"> ・『東アジア男女共同参画担当大臣会合』開催（東京） 	<ul style="list-style-type: none"> ・『男女雇用機会均等法』改正 ・『女性の再チャレンジ支援プラン』改定 ・『高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」改定（県）
平成19年 (2007年)	<ul style="list-style-type: none"> ・『第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合』開催（インド） 	<ul style="list-style-type: none"> ・『仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章』及び『仕事と生活の調和推進のための行動指針』策定 ・『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』改正 ・『児童虐待の防止等に関する法律』一部改正 	

年 号	世界の動き	国の動き	県・市の動き
平成20年 (2008年)		<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省『新待機児童ゼロ作戦』策定 『次世代育成支援対策推進法』改正 『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針』の改定 『仕事と生活の調和推進室』設置 『パートタイム労働法』改正 『労働基準法』一部改正交付(平成22年4月施行) 『児童虐待の防止等に関する法律』一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(2次)」策定(県)
平成21年 (2009年)	<ul style="list-style-type: none"> 『第3回東アジア男女共同参画担当大臣会合』開催(韓国) 女子差別撤廃委員会が第6回日本審査の総括所見発表 	<ul style="list-style-type: none"> 『母子及び寡婦福祉法』改正 『育児・介護休業法』改正 『育児・介護休業法』に基づく紛争解決援助制度がスタート 『高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』改正 	<ul style="list-style-type: none"> 『新城市男女共同参画プラン』策定(市)
平成22年 (2010年)	<ul style="list-style-type: none"> 第54回国連婦人の地位委員会『北京+15』記念会合(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> 『第3次男女共同参画基本計画』策定 	
平成23年 (2011年)	<ul style="list-style-type: none"> 『第4回東アジア男女共同参画担当大臣会合』開催(カンボジア) ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関(UN Women)発足 		<ul style="list-style-type: none"> 「あいち男女共同参画プラン2011-2015」策定(県)
平成24年 (2012年)		<ul style="list-style-type: none"> 改正『育児・介護休業法』の全面施行 	<ul style="list-style-type: none"> 財団法人あいち男女共同参画財団から公益財団法人あいち男女共同参画財団に名称変更(県) 『新城市男女共同参画プラン中期』策定(市)
平成25年 (2013年)	<ul style="list-style-type: none"> 『第5回東アジア男女共同参画担当大臣会合』開催(中国) 	<ul style="list-style-type: none"> 『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律』一部改正 『ストーカー行為等の規制等に関する法律』一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(3次)」策定(県)
平成26年 (2014年)		<ul style="list-style-type: none"> 『すべての女性が輝く社会づくり本部』設置 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画室を廃止し、男女共同参画推進課を設置(県)

年 号	世界の動き	国の動き	県・市の動き
平成27年 (2015年)	<ul style="list-style-type: none"> 第59回国連婦人の地位委員会『北京+20』(ニューヨーク) 国連サミット(ニューヨーク):持続可能な開発のための2030アジェンダ(2030アジェンダ)を採択 	<ul style="list-style-type: none"> 第4次男女共同参画基本計画:計画期間(施策):平成28~32年度まで 	<ul style="list-style-type: none"> 『第1回新城市女性議会』開催(市) 「あいち男女共同参画プラン2020」策定(県)
平成28年 (2016年)	<ul style="list-style-type: none"> 『第6回東アジア男女共同参画担当大臣会合』開催(タイ) 	<ul style="list-style-type: none"> 『育児・介護休業法』等改正(介護休暇・子の看護休暇の取得単位の柔軟化、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務等) 『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律』(女性活躍推進法)施行 『ニッポン一億総活躍プラン』 	<ul style="list-style-type: none"> 『新城市男女共同参画プラン後期』策定(市) 『第2回新城市女性議会』開催(市)
平成29年 (2017年)		<ul style="list-style-type: none"> 『育児・介護休業法』改正 	<ul style="list-style-type: none"> 『第3回新城市女性議会』開催(市)
平成30年 (2018年)		<ul style="list-style-type: none"> 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> 『第4回新城市女性議会』開催(市)
平成31年・ 令和元年 (2019年)		<ul style="list-style-type: none"> 女性活躍推進法の一部改正 『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律』一部改正 『育児・介護休業法』改正 	<ul style="list-style-type: none"> 『第5回新城市女性議会』開催(市)
令和2年 (2020年)			<ul style="list-style-type: none"> 『新城市パートナープラン』策定(市)

6 / 用語解説

【あ行】

M字カーブ

女性の労働力率・就業率が、結婚や出産の時期に当たる年代に一度低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇すること。

イクボス

男性の従業員や部下の育児参加に理解のある経営者や上司のこと。

LGBT

LGBTとは「Lesbian」(レズビアン、女性同性愛者)、「Gay」(ゲイ、男性同性愛者)、「Bisexual」(バイセクシュアル、両性愛者)、「Transgender」(トランスジェンダー、出生時に診断された性と自認する性の不一致)の頭文字をとり、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の一部の人々を指した総称。

【か行】

キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方の実現を促す教育。

固定的な性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。

【さ行】

ジェンダー

生まれる前に決定される生物学的な性の違いに対して、出生後に周囲と関わりながら育つ中でこうあるべきだと身についた性差観念。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることが目的。基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等を定めている。10年間の時限立法。※平成27年9月4日公布・同日施行（一部平成28年4月1日施行）

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目へふれる場所へのわいせつな写真などの掲示など、様々な態様のものが含まれる。

【た行】

デートDV

交際中のカップルの中で起こるDVのこと。身体的、精神的、経済的、性的暴力など暴力の種類はさまざま。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や恋人など親密な関係にある者から振るわれる暴力のこと。身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力がある。

【は行】

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする。※平成13年10月13日施行

配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律により、都道府県に義務（市町村に努力義務）づけられているDV被害者救済のための拠点施設。センターでは次の業務を行う。

- ①相談
- ②医学的・心理学的な指導
- ③一時保護
- ④自立支援のための情報提供・援助
- ⑤保護命令制度に関する情報提供・援助
- ⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報の提供・援助

【ま行】

マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産を理由とした解雇・雇止めをされることや、妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせのこと。男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法により、事業主が労働者に対して妊娠等を理由とする不利益取り扱いを行うことは禁止されていたが、法改正により、平成29年1月から、妊娠等を理由とする就業環境を害する言動や嫌がらせについての防止措置義務が追加された。

【ら行】

労働力率

就業者数と完全失業者数とを合わせた労働力人口が15歳以上の人口に占める割合のこと。完全失業者とは、働く能力と意思を持ち、しかも本人が現に求職活動をしているにも関わらず、就業の機会が社会的に与えられていない者を指す。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のこと。国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。

新城市パートナープラン

第2次新城市男女共同参画プラン

令和2年3月

発行 新城市役所

〒441-1392

愛知県新城市字東入船115番地

TEL 0536-23-1111（代表） FAX 0536-23-2002
